

地方行政委員會議録第三十四号

昭和二十七年四月二十五日(金曜日)

午前十一時四十一分開議

出席委員

委員長 金光 義邦君

理事大東 寛三君 理事河原伊三郎君

理事野村専太郎君 理事床次 徳二君

理事門司 亮君

有田 二郎君

川本 末治君

吉田吉太郎君

大矢 省三君

八百板 正君

出席國務大臣

國務大臣 岡野 清豪君

出席府政委員

總理府事務官(地方自治局長) 鈴木 俊一君

總理府事務官(地方自治局長) 佐久間 盛君

委員外の出席者

専門員 有松 昇君

専門員 長橋 茂男君

四月二十四日

委員小西寅松君辞任につき、その補

欠として橋直治君が議長の指名で委

員に選任された。

同月二十五日

委員押谷富三君、中山マサ君、根本

龍太郎君、三浦實之助君及び門司亮

君辞任につき、その補欠として龍野

喜一郎君、池見茂隆君、小玉治行君、

佐藤親弘君及び岡良一君が議長の指

名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

地方公務員法の一部を改正する法律

案(内閣提出第一四二号)

地方自治法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一七五号)

○金光委員長 これより會議を開きま

す。

地方公務員法の一部を改正する法律

案を議題といたします。質疑を許しま

す。立花君。

○立花委員 地方公務員法の根本的な

点を聞いておきたいのです。地方公務

員法が制定されました経過、事務的

な、技術的な経過でなく、地方公務員

法が生れざるを得なかつた根本的な問

題について、自治庁はどういうふう

にお考えになつておるか。地方公務員法

は、政府が言われるいわゆる議和成立

後の自由を回復した日本におきまして

は、地方公務員法成立の過程から見ま

しても、当然廃止されるべきものでは

ないというふうには考えておるのです

が、そういう点に關して根本的な考え

方を承つておきたいと思ひます。

○鈴木(總)府政委員 地方公務員法が

できました(その)趣旨は、地方公

務員は私企業の勤労者と違ひまして、

公の国なり、地方公共団体に對する奉

仕者としての職務を行うものでありま

すので、やはり普通一般の労働法のみ

の原則によつて、これを律することは

適當でないところから、国家公務

務員法なり地方公務員法ができたわけ

でございまして、この基本的な考え方

におきましては、議和発効後において

もかわりはない、かようにわれわれ考

えておるのであります。

○立花委員 そういふ原則は、占領下

という特殊の事情によりまして、そう

いふ條件のもとに考えられたものであ

りまして、占領というものが少くとも

形の上でなくなりました以上は、新し

く国民の発意によつて、国民の總意に

よつて、全然自由な立場から考え直さ

れなければならぬものであつて、特

殊な状態のもとに、特殊な要請によつて

生れました地方自治法を、そのまゝ一

部改正の形で存続するということは不

可解にたえないわけですね。今の説明に

よりましますと、公職にあるものがこ

う制限を受けるのは当然だと言われま

すが、そも、地方公務員法は、占領

下において、日本の労働者の争議行為

あるいはその他労働者固有の権利を、

占領下という名目のもとに制限するあ

のマツカーサー書簡に基く政令二百一

号に端を発していることは申すまでも

ないことでありまして、それがさうい

う占領下の制約を解かれました新しい日

本の法律として、そのまま存置される

ことは、国民として納得できない。当

然地方公務員法は廃棄され、国民の発

意によつて新しい法律がつくらるべき

だと思ふのですが、この点矛盾をお感

じにならないかどうか。さういふ点

で、地方公務員法そのものが出て参つ

た根拠、歴史的な特殊な條件を十分考

えていただきたと思ひますが、今の

答弁では、さういふが政令あるいはマ

書簡というものは全然触れられない

で、ただ一般的な面をお述べになつた

だけで、歴史的な特殊性を見逃してお

られるのではないかと思ふのですが、

この点どうお考えになつております

か。

○鈴木(總)府政委員 国家公務員法な

り地方公務員法が制定されます動機

は、いろいろあつたわけでありまし

て、御指摘のボツダム政令二百一号と

いうようなものがその一つの発端であ

り、またマツカーサー書簡が一つの方

向を示しておつたことはもちろんお話

の通りであります。しかしさういふ動

機は動機といたしまして、国会におき

まして十分審議を盡して今日国家公務

員法、地方公務員法が成立しているわ

けでありまして、これらの根本精神、

理念といたしまして、これは、民主的

かつ効率的な公務の遂行に資するとい

ふことに原則があるわけであつて、

民主主義の實際の事務の運営に當る地

方公務員の福祉、利益の保護あるいは

行政の民主的かつ能率的な運営とい

ふことをねらいといたし、それによつて

地方自治の本旨の実現に資するとい

ふことが根本の目的でありますので、こ

の点におきましては、地方公務員法を

議和発効後において、まったく廃棄す

るというふうな必要はないし、またさ

ういふ考え方が自體特に変更せられる必

要はないと思ふのであります。ただ人

事に関する各種の制度につきま

しては、地方公務員法は多くいわれるわ

けの法律でありまして、具体的に

それぞれの地方団体が條例できめられる

点があるわけでございますので、さう

いふ個々の人事制度自体につきまし

ては、なお今後の研究によつてさらに

これを改善させ、進歩させて行くとい

ふ点が相当あると思ひますし、さう

いふ意味では、大いに今後の検討にま

つとめる必要があるわけでありませ

ぬ、根本の建前におきましては、これ

を特に変更する必要はないといふふ

に私は考えておる次第であります。

○立花委員 地方公務員法がマ書簡の

法律化であり、マ書簡に基く政令二百

一十号の法律化であるといふことは間違

いありません。いくら国会がそれを審

議したと申しましても、国会がやはり

さういふわけでこの法案を審議して

成立せしめたといふことは、これは私

ども疑いの余地がない。従つて当然占

領が廃止され、政令が議和成立後百八

十日で効力がなくなるという明らかな

基本的な方針がある以上は、当然効力

を失うところの政令二百一十号に基

て成立した法案は、よろしく撤回いた

しまして、当然新しい法律として生れ

なければならぬと思ふ。さういふと

ころがやはり日本の政治が民主的に運

営される根本的な問題であつて、こ

ういふ問題をずる／＼にして置きまし

ては、占領制度そのものが、ずる／＼に

やはり議和成立後も残されて行くとい

ふことは、間違ひのないところだと思

ひます。さういふ問題にはつきりけ

めをつけて、占領中の特殊な命令、特

殊な政令によるところのものは、一切

この際新しくつくり直して行くとい

方法がとられることこそ、私はこの講和によつて日本が自主的に独立できるということの裏づけやないか。そういうことなしに、ずる／＼べつたりと占領中の向うの特殊な要求に基く法律を、そのまま引き延ばして行くということは、私はどうしても自主的な国民の感情から申して、受入れることはできません。たとえば現在におきまして、国家公務員はやはり国家公務員法の廃止を要求しておりますし、地方の公務員は地方公務員法の廃止を要求しております。こういう国家あるいは地方の公務員の要求を無視いたしまして、あるいは最初述べましたような国民感情を無視いたしまして、こういう法律を存続するということに、非常に反動的な政府の意図が含まれておるのではないかと。地方公務員法で禁止しておりますところの政治活動の制限、あるいは団体交渉権あるいは罷業権の禁止というものは、新しい日本の条件のもとに、どうしたら講和後の日本がほんとうに民主的な国家になるかという見地から、もう一度考え直さなければいけないのである。そういうものを無条件に講和後においても認めて行くということは、自主性のないものではないかと思ふのです。どういう根拠で、この地方公務員法を存続せよとお考えになつておるのか。地方公務員法がほんとうに自主的な、民主的な新しい日本に妥当だとお考えになる根拠は、一体どこにあるのか、これをひとつお示し願ひたい。

○鈴木(健)政府委員 ただいま立法委員の仰せになりましたことは、これは占領下にできましたすべての法律なり、あるいはその他の規則の多くのも

のについて、もしそういう見方をなさるならば、そういうことが言えるであらうと思ふのであります。地方公務員法もあの制定の経過をたどつておるわけではないのであります。それらの関係は他の法律と同じようなきめ方をしております。いづれにいたしまして、先ほど申しましたように、国会において御審議をせられた上、今日法律としてでき上つておるわけでございまして、その根本の考え方につきましても、私どもも廃棄する必要はないといふふうに考えておるのであります。ただ政府といたしましては、終戦後の地方制度全体につきまして、これは行政につきましても、財政につきましても、あるいは税制につきましても、あるいは地方公務員の制度に對しまして、いま一度全体として、ここで再検討をいたし、そうしてほんとうに日本の独立後の態勢に即応するようなものに考え直す必要があるのではないかと、それにはやはり多くの観念を集めた地方制度調査会というふうな仕組みを考慮いたしまして、そういうところで検討していただくのがよろからう、こういうふうに考えたわけでありまして、地方公務員の制度につきましても、地方制度調査会におきまして、この点をかやうに改革したらよろからうという御意見があらましますならば、政府としてはその意見に従つて、できるだけ善処して参りたい、かような一般の考え方を持つておる次第であります。

○立花委員 政府が、あなたのお言葉のように、ほんとうに民主的な意見を取入れて、新しく地方公務員の制度を確立して行くという熱意があるならば、よろしく現在のこういう特殊な條件のもとにおいてつくられた法律を廃止して、新しく法律を民主的に、日本人の自主的な決定によつてつくり上げるんだという方法をおとりになさる。今あなたが言われた、ほんとうに民主的な意見を取入れて日本に適した法律をつくるんだという根本的な要素になるんじゃないかと思ふ。それを、この地方公務員法はそのままにして置いて、いくらか民主的な意見を取入れると申しまして、それは不可能なことじゃないかと思ふので、今言われましたやうな熱意と誠意があらにならないならば、地方公務員法は一応破算にいたしまして、新しいほんとうの自主的な、民主的な公務員制度を立案なさるようになつておきたいと思ふ。

と申しますのは、たとえばストライキ、公務員の政治活動というやうなものに對するGHQ側の態度も、最近には相當なつて参つておりました。この地方公務員法が生れ出て参りました政令二百一十号が出されたときの、あの二・一ストあるいはその翌年の公務員の闘争、あるいはその場合にとりまして直接の強圧的な方法とは違つた態度が、今回の四・一にあるいは四・一八のストには見られておるわけで、少くとも表面上は非常に異なつた形をとつております。これはやはり政府としても相當考えなければいけないところだと思ふ。それを前回の二・一ストのときの態度、あるいはマ書簡が出されたときの態度、それに端を發しますところの地方公務員法、こういうものをそのまゝそつくり受継いで行くと言われることは、少し認識が欠けておるのじゃないか。しかも今度お出しになりました地方公務員法の改正案の内容を見ますと、それが改正されるどころか、改悪されておる。さいせんから言つておきますやうに、地方公務員法はマ書簡に基きまして、日本の労働者の争議行為を制限するということが端を發しておるわけなんです。その法案の一部には、そのかわり少しは労働者のことも考へて、救済機関をつくつてやろう、公平にやろうという問題が、人事委員会とかあるいは公平委員会というものを規定いたしておるわけなんです。今回の改正案によりまして、労働者の権利は少しも伸ばされなくて、かえつて人事委員会とか公平委員会とかいう救済規定、あるいは公平機関が、逆に行政簡素化という美名のもとに、縮小されやうとしておる。これはまったく逆なんでありまして、講和成立後におきましては、当然これはわれわれの主張するやうに、廃止されなければいけない。少くとも大幅に公務員の人権を認めるやうな、身分を保障するやうなものにかえられなければいけないと思ふのですが、政府の改正は、逆にさらに公務員の制約されることに對して保障する機関を縮小しようとしておる。まづたつた逆な法案になつておりますので、政府の考え方は根本的に間違つておるのじゃないか、今こそ新しく公務員の身分を保障し、人権を尊重するための法案がつくれなければならぬのに、占領下の制約から解放されるためにつくつた法案が、さらに改悪されやうとしておる、これが重大問題だと思ふ。問題の詳細に入りませんが、こういう根本的な点で考えを相當改め

ていただかないと、末端のことだけを審議しておつても何にもなりませんので、こういう点で今度の地方公務員法の改正を改悪とお考えになつていないのか、なぜそういう方法しかとれないのか、たつたのかということをお尋ねしたいのです。これは地方公務員だけの問題ではございませんので、国家公務員につきましても同じやり方がやられておる。たとえば今度の機構改革で、人事院がなくなつておる。これは国家公務員にとりましては大問題であります。地方公務員の問題も同じ問題であります。国家公務員法は依然として残されておりました、しかもその救済機関である人事院がなくなつておる、これと同じ形が地方公務員にも出て来ておる。地方公務員法で国家公務員法の人事院にあたりまして、この公平委員会あるいは人事委員会が縮小されやうとしておる。こういう一貫した政府の方針というものがある、正しく考えられておるのかどうか。政府全般の最近の施策を見まして、非常に反動化しようとしておるその一端の現われだと思ふのですが、少くとも地方自治庁においては地方公務員法の今度の改正において、そういう反動的な、まづたつた時代逆行的な政策を意圖的におとりになつておるのかどうか、これをひとつ承つておきたい。

○鈴木(健)政府委員 地方公務員法の今回の一部改正法案が、昨年来政府の方針としております行政簡素化という線に基きまして、さしあつたつてのその線にのつとりやりました一部改正と、さらに実施後一年あつた間の實際の経験に基きまして、地方の人事委員会の各当局の体験上、この点をかやうにし

てほしい、あるいはその他の機関の実際の体面上の要請に基きました二、三の点の改正をいたしておるのにすぎないのであります。従つてこれをもつて地方公務員の制度が完全無欠であるというふうには、私も考えておりません。その点は先ほど申し上げましたように、さらに地方制度調査会において検討を加えていただきたい、かように思つておるのであります。今回の地方公務員法の一部改正の法律案につきましては、行政簡素化という線と施行後一年あまりの実績に基く若干の調整ということでありまして、根本の建前については、何ら変更を加えていないのであります。何かいかにも反動的であるというふうな仰せでございしますが、私も決して、決してさういふは考えていないのであります。

○立花委員 これはあなたがそれを意識しておられないので、あるいは意識しておられてはつきり言わないのであつて、政府の一貫した方針として、私も、私もただでなしに国民は、非常に大きな不安を感じておるのです、特に公務員の問題につきましては、さいせん述べましたように、国家公務員法におきましても、人事院をなくしてしまふ。それと同じ形で、地方では今度の改正によつて公平委員会、人事委員会を縮小する。これは明らかに政府の一貫した、公務員に対する制度改悪でありまして、明らかに私どもは反動的と言わざるを得ないと思ふ。しかし今あなたの意見を聞きますと、実施後一箇年ばかりの間の経過によつて、地方の機関の要請によつて改正したのだと言われますが、その言葉の通り、これは地方の理事者側の意見

によつて改正しておるのであつて、決して地方の公務員側の意見、地方の職員、労働者側の意見を聞いて改正されたものではないというところは明白なんです。だからこそ一方的にならざるを得ない。反動的にならざるを得ないと思ふ。政府の改正は単に理事者だけの要請によつて改正さるべきものじやないと思ふ。明らかにそれは一方的であつて、少くとも地方の職員の団体、職員の労働組合、そこらのはつきりした意見を聞いて改正の内容がつくられなければいけないのであつて、地方の理事者側だけの要請によつて改正されるというところは、完全に誤りである。従つてこゝういふ反動的なものが出る結果になるだらうと思ふ。もう少し改正案を出しになるにつきますしては、公平な民主的な態度で、改正案をつくつていただきたいことを要望しておきます。

○大矢委員 昨年の二月にこの法律が実施されてからわずかに一年あまりで、もつて、次々とうとうこゝういふうな改正案を出すのか、それから以前から問題になつておつた、例の單純労働、すなわち實際公共団体の事業に關係している、事務員にあらざる單純労働者の問題は、その後どうなつたか。それから今度の法律に出ておきます公共企業体の法案について、それと並行して當然審議さるべきそれらの業務員あるいは公務員の法案が一体いつごろ出るのか、一方この基礎になるべき法律が出ずして、ただ公共企業体の法案だけを出して来た。これはだん／＼会期が迫つて参りますから、そゝういふことになると、審議未了のおそれがあります、その三つについて根本方針が

現在決定されているか、日にちでも、大体おわかりならば御説明願ひたい。○鈴木(後)政府委員 第一のお尋ねの、今回の地方公務員法の改正をなぜさうひんばんにやるかというところでございしますが、これは先ほどもちよつと申し上げましたように、特別職の範囲でございしますと、あるいは人事委員会の議決方式でございしますと、実際の必要上どうしても調整をいたしませんとうまく参らないという、ごく事務的と申しますか、技術的な点を数点、一年後の施行経過にかんがみてかえりましたのと、いま一つは、政府の行政簡素化という方針に出ますところの若干の改訂、この二つからいたしたのでございまして、根本の建前を朝三暮四的に変更するということではないのでございします。それから第二のお尋ねの、單純労働に關する特例法はどうしたかということにございしますが、これにつきましては、地方公務員法の附則にもございします、政府としてはその後一応政令で單純労働者の範囲をきめまして、それについて、その範囲に属します者は、従来の法令すなわち労働關係の法律の適用を現在も受けておるやうにいたしておるのでございします、これにつきまして、目下検討中でございます、労働者と種々打合せをいたしておる次第であります。政府の労働法全体の改正につきましての方針がまとまりますれば、すみやかに提案をして、御審議を願ひたい、かように考えておる次第でございします。

この点に關しましても、これは主として労働省當局において立案をしていただくやうにいたしておるのでありますが、これも全般的労働關係法の改訂の方針が確定した次第、今国会に提案するやうにいたしたい、そして御審議を願ひたい、かように考えておる次第であります。

○大矢委員 この法案の説明によると、事務の簡素化のためにこゝういふ改正を必要とするというのであります。が、事務の簡素化ということは今日始まつたことではありせん。これは政府の一貫した方針をのべつこゝういふに改正されると、地方はまつたく迷惑する。今度の改正案の中に、從來置かなかればならぬものを置かないで、置くことができるものと、あるいは事務を委託できるものと、あるいは事務に、どつちでもよいやうな文字がたくさん使つてある。しかしながらこれを一貫して見ますと、事務の簡素化というところが一つの目標であるが、結局府県にこれを行はしめるというのが目的のやうです。ところがせんだつて公国の三万以上の都市の議長會議において、二回にわたつて、地方自治のあり方というものは市町村が原則だ、市町村で自主的にやろう。また市町村の自治にまかせ、自治のほんとうの能率を上げようとするためには、それが基礎でなければならぬといふことを言ひ、また絶えず審判でもさう言つておりますが、この改正案によりますと、結局事務の簡素化といふことから、今度府県に集中しよう。十五万以下のやういふところは人事委員会を置かないでよろしい、あるいはそれに公平委員会の事務を委託できるものとする。こ

の文字から行くと、してもしなくてもいいということになりますけれども、大体の方針というものは、結局府県にこれをやらせよう、さうすることが事務の簡素化になつていいのだ。それでは今の議長會議の決定とは逆な方向に行つておる。さういふことも考えられま

すし、それからこゝういふ言葉はそのまゝ地方では受取らない。やはり国の政府とか、あるいはさういふ高級機關できめたことは、長い間の日本の慣習からいたしまして、いわゆる上へならえといひます、官治的な習慣がついておりますから、やはり法律できめた、あるいは政府の方針がさうであれば、支持する氣持が非常に強い。こゝういふものだけはきつ／＼とさういふ方針で進んでいる。せんだつて石巻ですが、問題になつた土木局長が不當解雇になりました、それを委員會で決定した。ああいうやうな、われ／＼常識では判断できぬやうなことを決定して、それに對しては地方自治体はいかんとでもできない。こゝういふものだけは法律できめて、いすれにもできるやうな文句は使つて、實際上は強制しているといふやうな傾向が各所にある。これは一体根本的な方針が定まらないからだと思う。地方自治体の市町村がいわゆる自治の原則だ、こゝういふのなら、それに一切まかせ。それで簡素化をやらうといふならば、自発的に、たとへば地方で高等學校を建てるために三町村とか、あるいはそれ／＼の人が共同してそこに建てるというやうに、こゝういふものも自主的にひとつ地方で連絡もとる、さういふ一つの習慣をつくらばいいので、いつも押しつけるやうな傾向がある。しかもそれが

だん／＼府県に集中してしまふ。もし府県に集中するならば、もつと府県のあり方というものを根本的に検討して、それで府県でやる一つの方法もありましよう。今のままで自治をやかましく言い、簡素化をやかましく言つて、しかも一年前にきめたことをまた逆にきめる、こういうようなことでは、はなはだ地方では迷惑するのではないか。それよりか、はつきり置くなら置く、置かないなら置かない、こうしたらいいので、どつちへもつくようなあいまいな言葉で、實質上は自治庁なりあるいは中央で、そういう半強制的なことを行つていくというのが慣例であります。また下もそう考へていく。また與えられた民主主義といふは、これが日なお浅いので、そういうことに徹せんといふか、かかどうか知りませんが、絶えずかわつた指令をやたらに出しますから、地方はまづたく迷惑している。それらの点をひとつ一貫して明瞭にすべきではないか。方針をきめて、府県なら府県にやらす。委託することができるとするとか、置くことができるとかいうように、置いてもいいし、置かないでもいいというように、なまはんかなことはどうかと思ひますが、その点についてはつきりした方針、すなわちこれは實際この通りで、強制しないのだ、どつちでもよろしいのだというのか。それともそうであつてほしいという希望が、これに強くうたわれているのですか、どうですか。

○鈴木(後)政府委員 この法案の中におきまして、公平委員会を共同して設置することができ、また当該都道府県の人事委員会に委託してその事務を

処理させることができる、こういう二つの方式を示しているわけでございませう。前者の方は、たとへばある府県から府県の中的全町村が一緒になつて共同して一つの公平委員会を置き、不利益処分として裁断されたような人があつた場合に、そこに訴へ出る。このようにふつと一つの公平委員会を共同して設置するということも可能であります。それからまたあるいは郡内の町村が一緒になる、地方事務所の管轄区域の中の町村が一緒になつて、公平委員会を共同設置するということももちろん可能であります。現在ではそういう郡内あるいは地方事務管内の町村が、共同して公平委員会を設けておるというのが相当多数あると思ひます。これはより吏員を得るためには、やはり相當の規模のものでございませんと、なか／＼適當な人が得られないといふことも事實あります。それから、それからまた経費その他から申しまして、そういうふうな形の方がよろしいといふことで、實際さうになつておると思ひます。そういう共同設置の方式で行つてもよろしいし、また特にさういふ公平委員会の仕事を、府県の人事委員会に委託して処理してもよろしいといふ、共同設置であるいは事務の委託方式、こういう二つの方式をここでうたつておるわけでございまして、これのいづれをしてもよろしくなさつかない、どちらでもいゝわけでありませう。これはひとりこゝの問題だけではございませんで、おおよそ各種の委員会事務を処理いたします方式といひましては、御承知のごとく、組合といふものをつくつて一緒にやるといふこともありますし、今回の目

治法の改正案におきましては、さらに共同設置という方式を一般的に考へまして、いろいろな委員会とかいふものも共同設置して町村が一緒になるといふふうにしてよろしい。それからまたここにございませうに、学校教育法におきましては、児童の教育事務を他の市町村に委託して処理させる、こういう方式が現にございませう。そういうふうな場合には、そこに委託してやるという点から考へていいじやないかといふことで、自治法の改正案におきましては、そのような便法を考へたいと思ひますが、それと同じような考へ方で、公平委員会につきましても、共同設置なり、事務委託という方式をここでとらうといふことでございまして、それは独立に町村に公平委員会を置いてもちろんさつかないわけでありませうが、さうしないで、共同設置なり、委託という方式をとつてもいいのだ、それをきめるのがそれこそ自治である。かように考へておるわけでございまして、中央からいづれかの方式に必ずやらなければならぬといふことを申すつもりはございませんで、またさういふ趣旨で立案いたしましたものでもないでございませう。

○大矢委員 ごく簡単に二点だけお尋ねいたしますが、この特別区及び人口十五万以下の市に公平委員会を設置するものとするといふこの十五万と切つたのは、何か根拠があるのかどうか。それからいま一つは、この公務員法は申すまでもなく公務員が安心して職務に精励できる保護法であります。従つて人事委員会なり公平委員会を都道府県に委託することができるといふことではあります。先ほど立花君も言われるように、理事者はできるだけ簡素な方がいゝし、めんどうくさいから、都道府県に委託しろ、こういう意見を持つが、これを保護され、適用される従業員あるいは公務員の人たちは、單独で独立した方がわれ／＼が保護されるのにはいいのだという希望がある、そういう場合と、理事者が委託したい場合と、これは立場によつて違ふと思ひます。そこでさういふ場合にいづれをとるか。理事者の方は事務の簡素化といふことを一つの目的として、都道府県にこれを委託しよう。しかし一方、これはわれ／＼を保護するものだから、人事委員会なり公平委員会をせひ置いてもらつて、直接扱つてもらいたい、その方が事の事情がよくわかつて、いろいろの申告もできるという場合に、われ／＼の希望を入れるつもりでおるのか。この法の精神から行く、職員の希望がさうであれば、當然さうあるのが安當であると思ひますが、ただ事務の簡素化といふことで行きますと、当面の理事者といふこととさういふ方面から委託した方がいゝといふことになりませうから、これはいづれを重視してやるつもりか、この二点だけをお伺ひしたい。

○鈴木(後)政府委員 人口十五万といふことにつきましては、政府といたしましては政令諮問委員会等に諮問をいたしました際に、人口十五万といふ一つの標準を答申いたしておりました。また最近人口十五万といふのは、たとえば保健所の設置の単位その他として使われておりますので、これを一応の区分と考へたわけでございませう。なおその具体的問題につきましては、公務員課長から追加して御説明申し上げます。第二点の、委託方式にするか、あるいは共同設置にするか、それとも独自の公平委員会なり人事委員会を持つか、こういうことは、すべてその団体といたしましては、ここにもございませうに、議会の議決を経て定める規約によつてさういふふうにしたすわけでございます。従つて理事者だけが自分の考へで事をきめることはできないので、議会の議決が必ず必要であるやうになつておるわけであります。

○佐久間政府委員 人口十五万で切りました理由につきましては、ただいま次長から御説明申し上げました点に、若干補足的に申し上げたいと思ひます。實際の事情を見ますと、地方公務員法が制定になりましたから、五大都市は公務員法で必置になつておりますが、五大都市以外の市で人事委員会を設置いたしましたところが小樽、函館、仙台、延岡、三鷹の五市であつたのであります。そのうち三鷹市につきましては、人事委員会の設置はいたしました。が、その後の運営が円滑に行かなかつたやうに聞いておりますので、本年の四月から人事委員会を廃止いたしました。従公平委員会に切りかえております。いまして、現在では小樽、函館、仙台、延岡の四市が人事委員会を置いておるわけでありませう。この實際の状況から見てみましても、小樽、函館、仙台いづれも大体人口二十万前後の市でございまして、事務の簡素化からいたしまして、あるところ、ある線で切らうといひました場合に、現在の置いておりますところはおおむね二十万前

後の都市であるということを勘案いたしましたことが一つでございます。

それからいまだ一つは、首長の事務委託から独立をいたしました一つの人事委員会をつくりまして、人事行政を両方の機関でそれ／＼分担をいたしまして、その公正な施行をはかつて参ろうというふうなことから考えてみますと、相当数の職員数を要する地方団体におきましては、独立の専門的な人事機関を設置することが、経費、人員等とにらみ合せまして、その必要性が肯定されるのじやないだろうかという点から考えて参りますと、人口十五万から二十万くらいのところは、大体千四、五百人くらいの職員数を持つておるのであります。その程度の職員数を持つておりますところ、初めて人事委員会が十分活動できるのではなからうかということ、実は推測いたした次第でございます。以上申し上げましたような実情を勘案いたしまして、人口十五万ということを考えた次第でございます。

○床次委員 この人事委員会あるいは公平委員会は、施行以来わずかの経験であります。今日までの経験に徴しまして、将来まだこの委員会の内容が充実されるように見ておられるか、あるいは大抵現状の陣容でもつて法律の所期の目的を達せられるように見ておられるのか。その趨勢についてお見込みがありますれば、承りたい。

○鈴木(後)政府委員 人事委員会及び公平委員会の制度でございますが、たとえば職階制等につきましても、まだ施行いたしていない研究の段階でございますし、従いまして、それを前提と

いたします給與法の制度、あるいは任用の制度等につきましても、まだ全面的に動いておるといふ実情ではないわけでありまして、そういう状態におきまして、人事委員会の職務というものは、いわばまだ緒についただけというのが実情でございます。現在人事委員会の事務局の組織をいたしましては、東京都のような大きなところでも五十人前後で、多くは十人前後、あるいは都道府県でございますと、二十人くらいというふうなところが、最も多いような状況でございますが、しかし各種の公平事務、不利益処分等の審査でございますとか、あるいは給與に關します勧告でありますとかいうようなことにつきましては、相當に勉強し、また事実活動をしていたしておりますのであります。しかしまだこの法の所期いたしませんところの程度の活動までは達していないというふうなことを考へております。現在のようない地方自治の各種の独立の委員会がありまして、任命権者が相当多数あるというふうな建前のもとにおきましては、やはりこういうふうな公平な人事機関が必要のうちに考へますし、また他面給與の勧告等につきましても、今の公務員の方式から申しますと、相當意義があるのではないかと、このように考へておる次第であります。

○金光委員長 それでは本案に対する質疑は次会に延期することにいたします。

○金光委員長 次に去る二十三日日本委員会に付託されました地方自治法の一部を改正する法律案、内閣提出第七十五号を議題といたします。

○立花委員 議事進行について……自治法の説明に入るわけなのであります。が、やはりこれは非常に重大な法案なので、委員会として取扱い方をきめておいていただきたいと思ひます。この法案の中には、地方の議員の定数を減らすとか、問題になつております十三区の問題もありますから、当然公聴会等も開かなければならないと思ひます。説明を聞いてからでもよいですが、やはり委員会としてはつきり取扱い方針を理事会あたりできめておいていただきたいと思ひますが、委員長にその用意があるかどうか。

○金光委員長 ただいま御発言の御趣旨はごもつともでありますから、理事会においてさようとりはからうつもりでございます。

それではまず政府より提案理由の説明を聴取いたします。岡野國務大臣。

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一章 普通地方公共団体の長

第一節 地位

第二款 権限

第三款 補助機関

第四款 議会との關係

第五節 選挙管理委員会

第三節 監督委員

「第七章 執行機関」

第一節 通則

第二款 地位

第三款 権限

第四款 補助機関

第五款 議会との關係

第六款 他の執行機関との關係

第三節 委員会及び委員

第一款 通則

第二款 教育委員会

第三款 選挙管理委員会

第四款 監督委員

第五款 人事委員会、公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他の委員会

第六款 附屬機関

「第八章 給與」を「第八章 給與その他の給付」に、「第十章 監督」を「第十章 国と普通地方公共団体との關係及び普通地方公共団体相互間の關係」に改める。

第一條を第一條の二とし、同條の前に第一條として次の一條を加える。

第一條 この法律は、地方自治の本旨に基いて、地方公共団体の区分並びに地方公共団体の組織及び運営に關する事項の大綱を定め、併せて国と地方公共団体との間の基本的關係を確立することにより、地方公共団体における民主的にして能率的な行政の確保を圖るとともに、地方公共団体の健全な発達を保障することを目的とする。

第二條第二項中「並びに従来法令により及び将来法律又は政令」を「及

び法律又はこれに基く政令」に改め、同條第三項各号列記以外の部分中「法令」を「法律又はこれに基く政令」に改め、同項第五号中「公民館」を「公民館、博物館、体育館」に、「教育学会」を「教育、學術」に、「權利を規制すること」を「權利を規制し、その他教育、學術、文化、勸業に關する事務を行うこと」に改め、同項第六号中「質屋、授産場、託児所、養老院、慈善院、少年救護施設」を「公益質屋、授産施設、養老施設、救護施設等の保護施設、保有所、養護施設、救護院等の児童福祉施設、身体障害者更生援護施設」に改め、同項第九号中「貧困者」を「生活困難者」に、「不具者」を「身体障害者」に、「若しくは保護し、又は看護すること」を「援護し若しくは看護し、又は更生させること」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、以下一号ずつ繰り下げ、同項第九号の次に次の一号を加える。

十 労働組合、労働争議の調整、労働教育その他労働關係に關する事務を行うこと。

第二條第三項の次に次の二項を加える。

第二項の事務の中で法律又はこれに基く政令の定めるところにより都道府県が処理しなければならないものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第一の通りである。

第二項の事務の中で法律又はこれに基く政令の定めるところにより市町村が処理しなければならないものは、この法律又はこれに基

「第四章 削除」を「第四章 選挙に改め、第十七條から第七十三條までを次のように改める。

員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会」に改める。

第一項の議員の定数は、一般選舉を行ふ場合でなければ、これを増減することができない。

第九十一條第一項から第三項までを次のように改める。

第一項の議員の定数は、一般選舉を行ふ場合でなければ、これを増減することができない。

第九十一條第四項中「第二項」を「第三項」に改め、同項但書を削る。

ら都道府県にあつては三十日以内、市町村にあつては二十日以内に臨時会を招集しなければならぬとい。

第二百二條第五項中「臨時会の開会中に急務を要する事件」を「前項の規定により告示したものの外、臨時会の開会中に議事に付議すべき事件」に、「前二項」を「前項」に改める。

第百十八條第一項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基づく政令」に改める。

第二百一十一條中「選挙管理委員会の委員長、監査委員、公安委員会の委員長及び教育委員会の委員長」を「教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、地方労働委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員」に改める。

第二百二十五條中「選挙管理委員会、監査委員、公安委員会、教育委員会」を「教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会又は監査委員」に改める。

第百三十八條第六項中「職員」を「常勤の職員」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、臨時の職については、この限りでない。

第七章中「第一節」を「第二節」に改め、同章に第一節として次の一節を加える。

第一節 通則

第百三十八條の二 普通地方公共団体の執行機関は、当該普通地方公共団体の條例、歳入歳出予算その他の議会の議決に基づく事務並びに法令、規則その他の規程に基づく当該普通地方公共団体及び国の地方公共団体その他公共団体の事務を、自らの判断と責任において、誠実に管理し及び執行する義務を負う。

第百三十八條の三 普通地方公共団体の執行機関の組織は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、それぞれ明確な範囲の所掌事務と権限を有する執行機関によつて、系統的にこれを構成しなければならない。

普通地方公共団体の執行機関は、普通地方公共団体の長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図り、すべて、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。

普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の執行機関相互の間にその権限につき疑義が生じたときは、これを調整するように努めなければならない。

第百三十八條の四 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の條例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に關し、規則その他の規程を定めることができる。

普通地方公共団体は、法律又は條例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争調停委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。但し、政令で定める執行機関

については、この限りでない。

第百四十八條中「並びに従来法令により及び将来法律又は政令」及び「法律又はこれに基づく政令」に改め、同條に次の二項を加える。

前項の規定により都道府県知事の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の中で法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事が管理し及び執行しなければならないものは、この法律又はこれに基づく政令に規定のあるものの外、別表第三の通りである。

第一項の規定により市町村長の権限に属する国、他の地方公共団体の事務の中で法律又はこれに基づく政令の定めるところにより市町村長が管理し及び執行しなければならないものは、この法律又はこれに基づく政令に規定のあるものの外、別表第四の通りである。

第百四十九條第六号中「法律及び政令」を「法律及びこれに基づく政令」に改め、同條第八号中「法令」を「法律又はこれに基づく政令」に改める。

第百五十二條第二項中「助役を置かない町村において町村長に事故があるとき若しくは町村長」を「副知事若しくは助役を置かない普通地方公共団体において当該普通地方公共団体の長に事故があるとき若しくは当該普通地方公共団体の長」に改める。

第百五十五條第三項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基づく政令」に改め、同條に次の一項を加える。

第四條第二項の規定は、前項の支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所又は区の事務所若しくはその出張所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第百五十六條第二項の次に次の二項を加える。

第四條第二項の規定は、第一項の行政機関の位置及び所管区域にこれを準用する。

第一項の行政機関の中で法律の定めるところにより普通地方公共団体の長が設けなければならないものは、その法律又はこれに基づく政令に規定のあるものの外、別表第五の通りである。

第百五十六條第五項中「警察機関、」の下に「検疫機関」を加える。

第百五十八條第一項から第三項までを次のように改める。

都道府県知事の権限に属する事務を分掌させるため、都道府県に條例で左の局部を置くものとする。

第一都

一 総務局

(一) 職員の進退及び身分に關する事項

(二) 議会及び都の行政一般に關する事項

(三) 市町村その他公共団体の行政一般に關する事項

(四) 統計、広報、條例の立案その他他局の主管に屬しない事項

二 財務局

(一) 都の歳入歳出予算、税その他の財務に關する事項

三 民生局

(一) 社会福祉に關する事項

(二) 社会保障に關する事項

四 衛生局

(一) 保健衛生に關する事項

(二) 保健所に關する事項

五 経済局

(一) 農業、工業、商業、林業及び水産業に關する事項

(二) 農地関係の調整並びに開拓及び入植に關する事項

(三) 物資の配給及び物価の統制に關する事項

(四) 計量及び高圧ガス等の取締に關する事項

六 建設局

(一) 建設及び復興一般に關する事項

(二) 都市計画に關する事項

(三) 道路及び河川に關する事項

(四) 港湾その他土木に關する事項

七 労働局

(一) 労働に關する事項

(二) 住宅及び建築に關する事項

八 建築局

(一) 住宅及び建築に關する事項

九 下水道

(一) 総務部

(一) 職員の進退及び身分に關する事項

(二) 議会及び道の行政一般に關する事項

(三) 道の歳入歳出予算、税その他の財務に關する事項

(四) 市町村その他公共団体の行政一般に關する事項

(五) 統計、広報、條例の立案その他他部の主管に屬しない事項

二 道

(一) 総務部

(一) 職員の進退及び身分に關する事項

(二) 議会及び道の行政一般に關する事項

(三) 道の歳入歳出予算、税その他の財務に關する事項

(四) 市町村その他公共団体の行政一般に關する事項

(五) 統計、広報、條例の立案その他他部の主管に屬しない事項

三 民生局

(一) 社会福祉に關する事項

(二) 社会保障に關する事項

四 衛生局

(一) 保健衛生に關する事項

(二) 保健所に關する事項

五 経済局

(一) 農業、工業、商業、林業及び水産業に關する事項

(二) 農地関係の調整並びに開拓及び入植に關する事項

(三) 物資の配給及び物価の統制に關する事項

(四) 計量及び高圧ガス等の取締に關する事項

六 建設局

(一) 建設及び復興一般に關する事項

(二) 都市計画に關する事項

(三) 道路及び河川に關する事項

(四) 港湾その他土木に關する事項

七 労働局

(一) 労働に關する事項

(二) 住宅及び建築に關する事項

八 建築局

(一) 住宅及び建築に關する事項

九 下水道

(一) 総務部

(一) 職員の進退及び身分に關する事項

(二) 議会及び道の行政一般に關する事項

(三) 道の歳入歳出予算、税その他の財務に關する事項

(四) 市町村その他公共団体の行政一般に關する事項

(五) 統計、広報、條例の立案その他他部の主管に屬しない事項

- 二 民生部
- (一) 社会福祉に関する事項
 - (二) 社会保障に関する事項
 - 三 衛生部
 - (一) 保健衛生に関する事項
 - (二) 保健所に関する事項
 - 四 商工部
 - (一) 商業及び工業に関する事項
 - (二) 物資（農林水産物資を除く。）の配給及び物価の統制に関する事項
 - (三) 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
 - 五 農林部
 - (一) 農業、林業及び水産業に関する事項
 - (二) 農地関係の調整に関する事項
 - (三) 農林水産物資の配給に関する事項
 - 六 労働部
 - (一) 労働に関する事項
 - 七 土木部
 - (一) 道路及び河川に関する事項
 - (二) 都市計画に関する事項
 - (三) 住宅及び建築に関する事項
 - (四) 港湾その他土木に関する事項
 - 八 開拓部
 - (一) 開拓及び入植に関する事項

- 第三 人口二百五十万以上の府 県
- 一 総務部
 - (一) 職員の進退及び身分に関する事項
 - (二) 議会及び府県の行政一般に関する事項
 - (三) 府県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
 - (四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
 - (五) 統計、広報、條例の立案その他他部の主管に属しない事項
 - 二 民生部
 - (一) 社会福祉に関する事項
 - (二) 社会保障に関する事項
 - 三 衛生部
 - (一) 保健衛生に関する事項
 - (二) 保健所に関する事項
 - 四 商工部
 - (一) 商業及び工業に関する事項
 - (二) 物資（農林水産物資を除く。）の配給及び物価の統制に関する事項
 - (三) 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
 - 五 農林部
 - (一) 農業、林業及び水産業に関する事項
 - (二) 農地関係の調整に関する事項

- (三) 開拓及び入植に関する事項
- (四) 農林水産物資の配給に関する事項
- 六 労働部
 - (一) 労働に関する事項
- 七 土木部
 - (一) 道路及び河川に関する事項
 - (二) 都市計画に関する事項
 - (三) 住宅及び建築に関する事項
 - (四) 港湾その他土木に関する事項
- 第四 人口百万以上二百五十万未満の府県
 - 一 総務部
 - (一) 職員の進退及び身分に関する事項
 - (二) 議会及び府県の行政一般に関する事項
 - (三) 府県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項
 - (四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
 - (五) 統計、広報、條例の立案その他他部の主管に属しない事項
 - 二 民生労働部
 - (一) 社会福祉に関する事項
 - (二) 社会保障に関する事項
 - (三) 労働に関する事項
 - 三 衛生部
 - (一) 保健衛生に関する事項

- (二) 保健所に関する事項
- 四 商工部
 - (一) 商業及び工業に関する事項
 - (二) 物資（農林水産物資を除く。）の配給及び物価の統制に関する事項
 - (三) 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
- 五 農林部
 - (一) 農業、林業及び水産業に関する事項
 - (二) 農地関係の調整に関する事項
 - (三) 開拓及び入植に関する事項
 - (四) 農林水産物資の配給に関する事項
- 六 土木部
 - (一) 道路及び河川に関する事項
 - (二) 都市計画に関する事項
 - (三) 住宅及び建築に関する事項
 - (四) 港湾その他土木に関する事項
- 第五 人口百万未満の府県
 - 一 総務部
 - (一) 職員の進退及び身分に関する事項
 - (二) 議会及び府県の行政一般に関する事項
 - (三) 府県の歳入歳出予算、税その他の財務に関する事項

- (四) 市町村その他公共団体の行政一般に関する事項
 - (五) 統計、広報、條例の立案その他他部の主管に属しない事項
 - 二 厚生労働部
 - (一) 社会福祉に関する事項
 - (二) 社会保障に関する事項
 - (三) 保健衛生に関する事項
 - (四) 労働に関する事項
 - 三 経済部
 - (一) 農業、工業、商業、林業及び水産業に関する事項
 - (二) 農地関係の調整に関する事項
 - (三) 開拓及び入植に関する事項
 - (四) 物資の配給及び物価の統制に関する事項
 - (五) 計量及び高圧ガス等の取締に関する事項
 - 四 土木部
 - (一) 道路及び河川に関する事項
 - (二) 都市計画に関する事項
 - (三) 住宅及び建築に関する事項
 - (四) 港湾その他土木に関する事項
- 都道府県知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、條例で、局部の名称若し

くはその分掌する事務を變更し、又は局部の数を増減することができ、この場合においては、第二條第九項及び第十項の規定の趣旨に適合し、且つ、国の行政組織及び他の都道府県の局部の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

前項の規定により局部の数を増加するため條例を設け又は改正しようとするときは、都道府県知事は、予め内閣総理大臣に協議しなければならない。

この場合においては、第二條第九項及び第十項の規定の趣旨に適合し、且つ、他の市町村の部課の組織との間に権衡を失しないように定めなければならない。

第百六十一條第一項に次の但書を加える。
但し、條例でこれを置かないことができる。

第百六十一條第二項を削り、同條第三項但書中「町村は、」を削り、同條第四項中「助役」を「副知事及び助役」に改める。

第百六十八條第一項中「及び副出納長」を削り、同條第三項を次のように改める。
都道府県は條例で副出納長を、市町村は條例で副収入役を置くことができる。

第百六十八條第五項及び第六項中「副出納長並びに収入役及び副収入役」を「収入役」に改める。

第百七十條第一項中「及び選挙管理委員会並びに教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会及び監査委員その他法令又は條例に基く委員会又は委員」に改め、同條第三項但書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、普通地方公共団体の長は、直ちにその旨を告示しなければならない。

第百七十條第四項を次のように改める。
副出納長又は副収入役を置かない普通地方公共団体にあっては、普通地方公共団体の長は、出納長若しくは収入役に事故があるとき、又は出納長若しくは収入役が欠けたときその職務を代理すべき吏員を定めて置かなければならない。

第百七十二條第三項に次の但書を加える。
但し、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

第百七十三條の次に次の一條を加える。
第百七十三條の二 第百七十二條第一項の吏員その他の職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有するもので、法律又はこれに基く政令の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならないものは、この法律又はこれに基く政令に規定の

あるものの外、別表第六の通りである。
第百七十四條に次の一項を加える。

専門委員は、非常勤とする。
第百七十五條第一項中「若しくは第百五十五條第二項の市の区の事務所」を削る。

第一節中第百八十條の次に次の一款を加える。
第五款 他の執行機関との関係

第百八十條の二 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の委員会又は委員の同意を得て、普通地方公共団体の委員会、委員会の委員長若しくは委員若しくはこれらの執行機関の事務を補助する職員をして補助執行させることができる。但し、政令で定める普通地方公共団体の委員会又は委員については、この限りでない。

第百八十條の三 普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の委員会又は委員の申出があるときは、吏員その他の職員を、当該執行機関の事務を補助する職員と兼ねさせ、若しくは当該執行機関の事務を補助する職員に充て、又は当該執行機関の事務に従事させることができる。

「第二節 選挙管理委員会」を「第三節 委員会及び委員」に改め、第二節中第百八十一條の前に次の二款及び款名を加える。

第一款 通則
第百八十條の四 執行機関として法律の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならない委員会は、左の通りである。

一 教育委員会
二 選挙管理委員会
三 人事委員会又は人事委員会を置かない普通地方公共団体にあっては公平委員会
四 農業委員会

前項に掲げるものの外、執行機関として法律の定めるところにより都道府県に置かなければならない委員会及び委員は、左の通りである。

一 地方労働委員会
二 収用委員会
三 海区漁業調整委員会
四 内水面漁場管理委員会
五 監査委員

前二項に掲げるものの外、法律の定めるところにより、都道府県に、都道府県国家地方警察の運営管理を行わせるため都道府県公安委員会に置かなければならない。

第一項に掲げるものの外、執行機関として、法律の定めるところにより、市及び自治体警察を維持する町村に公安委員会を置かなければならない。

普通地方公共団体の委員会の委員又は委員は、法律に特別の定めがあるものを除く外、非常勤とする。

第百八十條の五 普通地方公共団体の委員会又は委員は、左に掲げる権限を有しない。但し、法律に特別の定めがあるものは、この限りでない。

一 普通地方公共団体の歳入歳出予算を調整すること。
二 普通地方公共団体の議会の議決を経べき事件につきその議案を提出すること。

三 収入及び支出を命令すること。
四 地方税、分担金、加入金若しくは夫役現品を賦課徴収し、又は過料を科すること。

五 普通地方公共団体の決算及び証書類を議会の認定に付すること。

第百八十條の六 普通地方公共団体の委員会又は委員は、その権限に属する事務の一部を、当該普通地方公共団体の長の補助機関たる職員若しくはその管理に属する支庁若しくは地方事務所、支所若しくは出張所、区の事務所若しくはその出張所、保健所その他の行政機関の長に委任し、若しくは普通地方公共団体の長の補助機関たる職員若しくはその管理に属する行政機関に属する職員をして補助執行させ、又は専門委員に委託して必要な事項を調査させることができる。但し、政令で定める事務については、この限りでない。

第二款 教育委員会
第百八十條の七 教育委員会は、別に法律の定めるところにより、学校その他の教育機関を管理し、教科内容及び教育職員の身分取扱に關する事務を行い、並びに社会教育その他教育、學術及び文化に關する事務を管理し及びこれを執行する。

前項の規定による事務の中教育委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務で、法律又はこれに基く政令の定めるところにより教育委員会が管理し及び執行しなければならぬものは、都道府県教育委員会にあつては別表第三、市町村教育委員会にあつては別表第四の通りである。

教育委員会の任命する職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有するもので、法律又はこれに基く政令の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならぬものは、別表第六の通りである。

第三款 選挙管理委員会
第百八十一條第二項中「都道府県にあつては六人、市町村にあつては四人」を「都道府県及び第百五十五條第二項の市にあつては四人、その他の市及び町村にあつては三人」に改める。

第百八十二條第四項を次のように改める。
委員又は補充員は、それぞれその中の二人が同時に同一の政党その他の団体に属する者となることとなつてはならない。

第百八十六條第一項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に改め、同條に次の一項を加える。

第一項の規定により選挙管理委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の中で、法律又はこれに基く政令の定めるところにより選挙管理委員会が管理しなければならぬものは、

は、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、都道府県の選挙管理委員会にあつては別表第三、市町村の選挙管理委員会にあつては別表第四の通りである。

第百八十九條第一項中「委員三人以上」を「都道府県及び第百五十五條第二項の市にあつては委員三人以上、その他の市及び町村にあつてはすべての委員」に改める。

第百九十一條第一項中「書記その他の職員を置く」を「書記その他の職員を置くことができる」に改め、同條第二項中「職員を常勤の職員」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、臨時の職については、この限りでない。

第百九十一條第三項中「書記その他の職員の下に」又は「第百八十條の三の規定による職員」を加える。

「第三節 監査委員会」を「第四款 監査委員会」に改める。

第百九十五條第三項但書中「市」を「政令で指定する市」に改める。

第百九十六條に次の一項を加える。

監査委員で学識経験を有する者の中から選任されるものは、これを常勤とすることができる。

第百九十九條第一項の次に次の一項を加える。

監査委員は、監査をするに當つては、当該普通地方公共団体の経営に係る事業の管理及び当該普通地方公共団体の出納その他の事務の執行が第二條第九項及び第十項の規定の趣旨に則つてなされてい

るかどうかに、特に、意を用いなければならぬ。

第百九十九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同條第六項中「選挙管理委員会、公安委員会、教育委員会」を「教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会又は公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会」に改め、同項の次に次の一項を加える。

監査委員は、監査の結果に基いて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、前項の規定による報告に添えてその意見を提出することができる。

第百九十九條第二項中「職員」を「常勤の職員」に改め、同項に次の但書を加える。

但し、臨時の職については、この限りでない。

第百九十九條第三項中「書記その他の職員の下に」又は「第百八十條の三の規定による職員」を加える。

第七百九十九條の次に次の二款を加える。

第五款 人事委員会、公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他の委員会

第百九十九條の二 人事委員会は、別に法律の定めるところにより、人事行政に関する調査、研究、企画、立案、勧告等を行い、職員の競争試験及び選考を実施し、並びに職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分

を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

公平委員会は、別に法律の定めるところにより、職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分を審査し、並びにこれについて必要な措置を講ずる。

公安委員会は、別に法律の定めるところにより、都道府県の公安委員会にあつては都道府県国家地方警察の運営管理その他の事務を行い、市町村の公安委員会にあつては当該市町村の区域における警察の管理その他の事務を行う。

地方労働委員会は、別に法律の定めるところにより、労働組合の資格の立証を受け及び証明を行い、並びに不当労働行為に関し調査し、審問し及び命令を発し、労働争議の斡旋、調停及び仲裁を行い、その他労働関係に関する事務を執行する。

農業委員会は、別に法律の定めるところにより、自作農の創設及び維持、農地の利用関係の調整、農地の交換分合その他農地に關する事務を執行する。

収用委員会は別に法律の定めるところにより土地の収用に關する裁決その他の事務を行い、海区域漁業調整委員会又は内水面漁場管理委員会は別に法律の定めるところにより漁業調整のため必要な指示その他の事務を行う。

第三項乃至第五項の規定により公安委員会、地方労働委員会又は農業委員会の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の

事務の中で、法律又はこれに基く政令の定めるところにより公安委員会、地方労働委員会又は農業委員会が管理し及び執行しなければならぬものは、都道府県の公安委員会、地方労働委員会及び農業委員会にあつては別表第三、市町村の公安委員会及び農業委員会にあつては別表第四の通りである。

市町村の公安委員会が任命し又はその任命について承認を與える職員中法律の定める特別の資格又は職名を有するもので、法律又はこれに基く政令の定めるところにより市町村に置かなければならぬものは、別表第六の通りである。

第六款 附屬機關

第百九十九條の三 普通地方公共団体の執行機關の附屬機關は、法律若しくはこれに基く政令又は條例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機關とする。

附屬機關を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附屬機關の職務は、法律又はこれに基く政令に特別の定めがあるものを除く外、その属する執行機關において掌するものとする。

附屬機關の中で法律又はこれに基く政令の定めるところにより普通地方公共団体に置かなければならぬものは、この法律又はこれに基く政令に規定のあるものの外、別表第七の通りである。

「第八章 給與」を「第八章 給與その他の給付」に改める。

第二百三條第一項中「その議会の議員、選挙管理委員、議会の議員の中から選任された監査委員、」を「その議会の議員、委員会、自治紛争調停委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、」に改め、「選挙立会人」の下に「その他普通地方公共団体の非常勤の職員」を加える。

第二百四條第一項中「その補助機
関たる職員（非常勤の者を除く。）」、
学識経験を有する者の中から選任さ
れた監査委員」を、その補助機関たる
常勤の職員、委員会の常勤の委員、
常勤の監査委員」に、「書記長、書
記その他の職員」を又は書記長、書
記その他の常勤の職員」に、「選挙管
理委員会の書記その他の職員並びに
監査委員の事務を補助する書記その
他の職員」を「委員会の事務局長又は
委員会若しくは委員の事務を補助す
る書記その他の常勤の職員その他普
通地方公共団体の常勤の職員」に改
める。

第二百六條第一項中「給與」を「給與その他の給付」に改める。

第二百七條中「關係人」の下に、「第二百五十一條第六項の規定により出頭した当事者及び關係人」を加え、「第百九條第五項」を「第百九條第三項、第九十一條第三項、第百九條第五項」に改める。

第二百十三條第一項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に改める。

第二百十七條第四項を次のように改める。

第九十條第四項の規定は、前項の公聴会を開く場合にこれを適用する。

第二百二十二條第二項中「普通地方公共団体の長」の下に「又は委員会」を加える。

第二百二十三條第一項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基づく政令」に改める。

第二百二十八條中「行政事務(從來より當該普通地方公共団体に屬するものを除く)で国の事務に屬しないもの」を「當該普通地方公共団体の行政事務」に、「並びに從來法令により又は將來法律若しくは政令」を「並びに法律又はこれに基く政令」に改め

第二百二十九條中「従来法令により及び将来法律又は政令」を「法律又は政令」に改め、「若しくはこれに基く政令」に改め、「若しくはこれに基く政令たる職員若しくはこれらに基く政令たる職員」を「若しくはこれらに基く政令たる職員」に改める。

第二百四十三條第一項及び第二百四十四條の二第一項中「法律又は政令」と「法律又はこれに基く政令」に改める。

第二百四十五條中「命令」を「政令」に改める。

「第十章 監督」を「第十章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係」に改める。

第十章中第二百四十六條の前に次の一條を加える。

第二百四十五條の三 内閣総理大臣又は都道府県知事は、普通地方公共

共団体の組織及び運営の合理化に資するため、普通地方公共団体に對し、適切と認める技術的な助言又は勧告をすることができるとある。

普通地方公共団体の長は、第二條第九項及び第十項の規定の趣旨を達成するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する総合的な監査並びにその結果に基く技術的な助言又は勧告を求めることができる。

内閣總理大臣又は都道府県知事は、普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に関する情報を提供するため必要があると認めるときは、普通地方公共団体に對し、その作成に要する資料の提出を求めることができぬ。

主務大臣又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会若しくは委員は、普通地方公共団体に對し、その担任する事務の運営その他の事項について適切と認める技術的な助言若しくは勧告をし、又は当該事務の運営その他の事項の合理化について情報を提供するため必要な資料の提出を求めることができる。

普通地方公共団体の長又は普通地方公共団体の委員会若しくは委員は、主務大臣又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会若しくは委員に對し、その担任する事務の管理及び執行について監査を求め、並びにその結果に基く技術的な助言又は勧告を求めることができる。

第二百五十一條を次のように改め
る。

第二百五十一條 普通地方公共団体相互の間又は普通地方公共団体の機關相互の間に紛争があるときは、この法律に特別の定のあるものを除く外、都道府県又は都道府県の機關が当事者となるものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事は、当事者の申請に基き又は職権により、紛争の解決のため、これを自治紛争調停委員の調停に付することができる。

自治紛争調停委員は三人とし、事件ごとに、学識経験を有する者の中から、内閣総理大臣又は都道府県知事がそれぞれこれを任命する。この場合においては、内閣総理大臣又は都道府県知事は、予め当該事件に関係のある事務を担当する主務大臣又は都道府県の委員会若しくは委員に協議するものとする。

自治紛争調停委員は、調停案を作成して、これを当事者に示し、その受諾を勧告するとともに、その調停案は、理由を附けてこれを公表することができる。

自治紛争調停委員は、調停による解決の見込がないと認めるときは、調停を打ち切り、事件の要点及び調停の経過を公表することができる。

第一項の調停は、当事者が調停案を受諾して、その旨を記載した文書を内閣総理大臣又は都道府県知事に提出したときに成立するものとする。

自治紛争調停委員は、当事者及び関係人の出頭及び陳述を求めることができる。

第百八十二條第四項の規定は、自治紛争調停委員にこれを準用する。

この法律に規定するものを除く外、調停に關し必要な事項は、政令でこれを定める。

第十章中第二百五十二條の次に次の十五條を加える。

第二百五十二條の二 普通地方公共
団体は、普通地方公共団体の事務
の一部又は普通地方公共団体の
長、委員会若しくは委員の権限に
屬する国、他の地方公共団体そ
他公共団体の事務の一部を共同
して管理し及び執行し、又は普通
地方公共団体若しくは普通地方公
共団体の長その他の執行機關の権
限に屬する事務の管理及び執行に
ついて連絡調整を図るため、協議
により規約を定め、普通地方公共
団体の協議会を設けることができ
る。

普通地方公共団体は、協議会を設けたときは、その旨及び規約を告示するとともに、都道府県の加入するものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事に届け出なければならぬ。この場合において、普通地方公共団体の長、委員会又は委員の権限に属する国の事務の一部について協議会を設けようとするときは、予め、都道府県の加入するものにあつては内閣総理大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

第一項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第二百五十二條の三 普通地方公共団体の協議会は、会長及び委員を以てこれを組織する。

普通地方公共団体の協議会の会長及び委員は、規約の定めるところにより常勤又は非常勤とし、関係普通地方公共団体の職員の中から、これを選任する。

普通地方公共団体の協議会の会長は、普通地方公共団体の協議会の事務を掌理し、協議会を代表する。

第二百五十二條の四 普通地方公共団体の協議会の規約には、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 協議会の名称
二 協議会を設ける普通地方公共団体

三 協議会の管理し及び執行する関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務（以下「協議会の担任する事務」という。）並びに協議会におけるこれらの事務の管理及び執行の方法

四 協議会の担任する事務を管理し及び執行する場合

五 協議会の組織並びに会長及び委員の選任の方法

六 協議会の担任する事務に従事する関係普通地方公共団体の職員の身分の取扱

七 協議会の経費の支弁の方法

八 協議会の担任する事務の用に供する関係普通地方公共団体の物品若しくは財産の取得、管理及び処分又は營造物の設置、管理及び処分の方法

九 前各号に掲げるものを除く外、協議会と協議会を設ける関係普通地方公共団体との関係その他協議会に關し必要な事項

第二百五十二條の五 普通地方公共団体の協議会が関係普通地方公共団体又は関係普通地方公共団体の長その他の執行機関の名においてした事務の管理及び執行は、関係普通地方公共団体の長その他の執行機関が管理し及び執行したものととしての効力を有する。

第二百五十二條の六 普通地方公共団体は、普通地方公共団体の協議会を設ける普通地方公共団体の数を増減し、若しくは協議会の規約を変更し、又は協議会を廃止しようとするときは、第二百五十二條の二の例によりこれを行わなければならない。

第二百五十二條の七 普通地方公共団体は、協議会により規約を定め、共同して、第三百三十八條の四第一項に規定する委員会若しくは委員、同條第三項に規定する附屬機関、第四百七十二條第一項に規定する吏員その他の職員、普通地方公共団体の委員会若しくは委員の事務を補助する職員又は第四百七十四條第一項に規定する専門委員を置くことができる。但し、政令で定める委員会については、この限りでない。

前項の規定による執行機関、附屬機関若しくは職員を共同設置する普通地方公共団体の数を増減し、若しくはこれらの執行機関、附屬機関若しくは職員の共同設置に關する規約を変更し、又はこれらの執行機関、附屬機関若しくは職員の共同設置を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

第二百五十二條の二第二項及び第三項の規定は、前二項の場合にこれを準用する。

第二百五十二條の八 前條の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附屬機関（以下本條中「共同設置する機関」という。）の共同設置に關する規約には、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 共同設置する機関の名称
二 共同設置する機関を設ける普通地方公共団体

三 共同設置する機関の職務場所
四 共同設置する機関を組織する委員その他の構成員の選任の方法及びその身分の取扱

五 前各号に掲げるものを除く外、共同設置する機関と関係普通地方公共団体との関係その他共同設置する機関に關し必要な事項

第二百五十二條の九 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員、附屬機関の委員若しくは委員の構成員で、普通地方公共団体の協議会が選挙すべきものの選任については、規約で、左の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の協議会が選挙すること。

二 関係普通地方公共団体の長が協議会により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の協議会が選挙すること。

普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員若しくは委員又は附屬機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の協議会が選挙すべきものの選任については、規約で、左の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の協議会が選挙すること。

二 関係普通地方公共団体の長が協議会により定めた共通の候補者について、すべての関係普通地方公共団体の協議会が選挙すること。

普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員若しくは委員又は附屬機関の委員その他の構成員で、普通地方公共団体の協議会が選挙すべきものの選任については、規約で、左の各号のいずれの方法によるかを定めるものとする。

一 規約で定める普通地方公共団体の協議会が選挙すること。

二 関係普通地方公共団体の長が協議会により定めた共通の候補者について、それぞれの関係普通地方公共団体の協議会が選挙すること。

普通地方公共団体の協議会が選挙すること。

普通地方公共団体の協議会が選挙すること。

普通地方公共団体の協議会が選挙すること。

普通地方公共団体の協議会が選挙すること。

普通地方公共団体の協議会が選挙すること。

二 関係普通地方公共団体の長、委員会又は委員が協議会により定めた者について、規約で定める普通地方公共団体の長、委員会又は委員がこれを選任すること。

普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員若しくは委員又は附屬機関の委員その他の構成員で、第一項又は第二項の規定により選任するものの身分取扱については、規約で定める普通地方公共団体の協議会が選挙し又は規約で定める普通地方公共団体の長が選任する場合においては、当該普通地方公共団体の職員とみなし、すべての関係普通地方公共団体の協議会が選挙する場合においては、規約で定める普通地方公共団体の職員とみなす。

普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員若しくは委員又は附屬機関の委員その他の構成員で、第三項の規定により選任するものの身分取扱については、これらの者を選任する普通地方公共団体の長、委員会又は委員の属する普通地方公共団体の職員とみなす。

第二百五十二條の十 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員若しくは委員又は附屬機関の委員その他の構成員で、若しくは委員又は附屬機関の委員その他の構成員で、法律の定めるところにより選挙権を有する者の請求に基づき普通地方公共団体の協議会の議決によりこれを解職することができるものの解職については、関係普通地方公共団体における選挙権を有する者が、政令の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の長に対し、解職

の請求を行い、すべての関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたとき、又は半数を超える関係普通地方公共団体の議会において解職に同意する旨の議決があつたときは、当該解職は、成立するものとする。

第二百五十二條の十一 普通地方公共団体が共同設置する委員会又は委員の事務を補助する職員は、第二百五十二條の九第四項又は第五項の規定により共同設置する委員会の委員又は委員が属するものとみなされる普通地方公共団体（以下本條中「規約で定める普通地方公共団体」という。）の吏員その他の職員を以て充て、普通地方公共団体が共同設置する附属機関の職務は、規約で定める普通地方公共団体の執行機関においてこれを掌るものとする。

普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関に要する経費は、関係普通地方公共団体がこれを負担し、規約で定める普通地方公共団体の歳入歳出予算にこれを計上して支出するものとする。

普通地方公共団体が共同設置する委員会が徴収する手数料その他の収入は、規約で定める普通地方公共団体の収入とする。

普通地方公共団体が共同設置する委員会が行う関係普通地方公共団体の経営に係る事業の管理及び関係普通地方公共団体の出納その他の事務の通常の監査は、規約で定める普通地方公共団体の監査委員

員又は規約で定める普通地方公共団体に監査委員を置かないときは当該規約で定める普通地方公共団体の長が毎会計年度少くとも一回以上期日を定めてこれを行うものとする。この場合においては、規約で定める普通地方公共団体の監査委員又は規約で定める普通地方公共団体の長で監査委員の職務を行うものは、監査の結果を他の関係普通地方公共団体の長に報告し、且つ、これを公表しなければならない。

第二百五十二條の十二 普通地方公共団体が共同設置する委員会若しくは委員又は附属機関は、この法律その他これらの機関の権限に属する事務の管理及び執行に関する法令、條例、規則その他の規程の適用については、この法律に特別の定めがあるものを除く外、それ等関係普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関とみなす。

第二百五十二條の十三 前五條の規定は、政令の定めるところにより、第二百五十二條の七の規定による普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の事務を補助する吏員その他の職員又は専門委員の共同設置にこれを準用する。

第二百五十二條の十四 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通

地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をしてこれを管理し及び執行させることができる。前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

第二百五十二條の二第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により普通地方公共団体の事務又はその執行機関の権限に属する事務を委託し、又は委託した事務を変更し、若しくはその事務の委託を廃止する場合にこれを準用する。

第二百五十二條の十五 前條の規定により委託する普通地方公共団体の事務又はその執行機関の権限に属する事務（以下本條中「委託事務」という。）の委託に関する規約には、左に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

- 一 委託する普通地方公共団体及び委託を受ける普通地方公共団体の体
 - 二 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法
 - 三 委託事務に要する経費の支弁の方法
 - 四 前各号に掲げるものの外、委託事務に関し必要な事項
- 第二百五十二條の十六 普通地方公共団体の事務又は普通地方公共団体の長、委員会若しくは委員の権限に属する事務を、他の普通地方公共団体に委託して、普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をしてこれを管理し及

び執行させる場合においては、これらの事務の管理及び執行に関する法令中委託した普通地方公共団体又はその執行機関に適用すべき規定は、当該委託された事務の範囲内において、その事務の委託を受けた普通地方公共団体又はその執行機関について適用があるものとし、別に規約で定するものを除く外、これらの事務の委託を受けた普通地方公共団体の当該事務の管理及び執行に関する條例、規則又はその機関の定める規程は、委託した普通地方公共団体の條例、規則又はその機関の定める規程としての効力を有する。

第二百五十三條に次の一項を加える。

前項の場合において関係都道府県知事の協議が調わないときは、内閣総理大臣は、その事件を管理すべき都道府県知事を定め、又は都道府県知事に代つてその権限を行うことができる。

第二百五十四條中「最近の人口」を「最近の國勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口」に改める。

第二百五十五條中「第七條第一項及び第二項」を「第七條第一項及び第二項」を「第七條第一項及び第二項」に改める。

行政機関の長に通知」に改め、同項に後段として次のように加える。

第七條第七項の規定は、第一項又は前項の規定により郡の区域をあらたに画し、若しくはこれを廃止し、又は郡の区域を変更する場合にこれを準用する。

第二百六十四條第一項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に、「法令」を「法律又はこれに基く政令」に改め、同條第二項中「第四項」を「第六項」に改める。

第二百六十五條第三項の次に次の二項を加える。

法律で別に定めるものを除く外、従来地方公共団体の区域に属しなかつた地域を特別市の区域へ編入する必要があると認めるときは、内閣がこれを定める。この場合において、利害関係があると認められる地方公共団体があるときは、予めその意見を聴かなければならない。

第三項但書の規定による処分をしたとき、又は前項の規定による処分があつたときは、内閣総理大臣は、直ちにその旨を告示するとともに、国の関係行政機関の長に通知しなければならない。第七條第七項の規定は、この場合にこれを準用する。

第二百六十五條第四項中「前項但書」を「第三項但書」と改め、同條第五項中「前二項」を「第三項又は前項」に改め、同條第六項中「前項の協議」を「第四項の意見又は前項の協議」に改める。

第二百六十六條を次のように改める。

第二百六十六條 第九條の規定は特別市と市町村又は特別区との境界

に關し争論がある場合に、第九條の二の規定はその境界が判明でない場合において争論がないときにこれを準用する。但し、政令で特別の定をすることが出来る。

第二百六十八條 第一項に次の但書を加える。
但し、條例で助役を置かないことが出来る。

第二百六十八條 第三項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に改める。
第二百六十九條 第一項中「及び副収入役若千人」を削り、同項の次に次の一項を加える。

特別市は、條例で副収入役を置くことが出来る。
第二百七十條に次の一項を加える。
第四條第三項の規定は、前項の事務所又は支所の位置及び所管区域にこれを準用する。

第二百七十一條 第一項に次の但書を加える。
但し、條例で区助役を置かないことが出来る。

第二百七十一條 第二項を削り、同條第三項中「区助役」を「区長及び区助役」に改め、同條第四項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に改め、同條に次の一項を加える。

区助役にも事故があるとき若しくは区助役も欠けたとき又は区助役を置かない行政区において区長に事故があるとき若しくは区長が

欠けたときは、特別市の市長の指定する吏員がその職務を代理する。

第二百七十二條 第一項中「及び区副収入役各々」を削り、同條第二項中「及び区副収入役」を削り、同條第三項中「副収入役及び」又は「又は区副収入役」を削り、同條第四項中「又は区副収入役」を削り、同條第五項を削る。

第二百七十三條 第一項中「特別市及び行政区の選挙管理委員会」を「特別市の教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会及び監査委員その他法令又は條例に基く委員会又は委員」に改め、同條第二項但書を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合においては、特別市の市長は、直ちにその旨を告示しなければならない。
第二百七十三條 第三項を削り、第四項中「前二項」を「前項」に改め、「及び区副収入役及び」及び「副収入役」を削る。

第二百七十五條 第二項に次の但書を加える。
但し、臨時又は非常勤の職の定数については、この限りでない。

第二百七十六條 次のように改める。
第二百七十六條 削除

第二百七十七條 中「第九十一條第一項及び第三項、第九十一條第一項及び第九十一條第一項乃至第五項、」を「第九十一條第一項乃至第五項、」に、「第九十六條第五項及び第六項」を「第九十六條第六項及び第七項」に改め、「第九十七條」の下に「第九

八十條の四第四項、第二百二條の二第三項第七項及び第八項、」を加え、「及び第二百六十條」を「並びに第二百六十條」に改める。

第二百八十一條 都に次のように改める。
第二百八十一條 都に区を置き、これを特別区とする。
特別区は、左に掲げる公共事務及び行政事務で、国又は都に属しないものを、法律又はこれに基く政令の定めるところにより処理する。

一 小学校、中学校、幼稚園及び各種学校を設置し及び管理し並びにこれらに關する教育事務を管理し及び執行すること。但し、教育職員任用その他の身分取扱、教科内容及びその取扱、教科用図書採択その他政令で定めるものを除く。
二 主として当該特別区の住民の使用する公園、運動場、広場、緑地及び児童遊園を設置し及び管理すること。

三 主として当該特別区の住民の使用する図書館、公民館及び公会堂を設置し及び管理し並びに主として当該特別区の住民に対する社会教育を行うこと。
四 主として当該特別区の区域内の交通の用に供する道路を設置し及び管理すること。

五 街路樹及び道路の照明施設を設置し及び管理し並びに道路の清掃事業を行うこと。
六 公益質屋、公衆浴場及び公共便所を設置し及び管理すること。

七 公共講堂を管理すること。
八 身分証明、印鑑証明及び登録等に関する事務を行うこと。

九 前各号に掲げるものを除く外、都の処理してない公共事務及び法律若しくはこれに基く政令又は第三項の規定による都の條例により特別区に属する事務

特別区の存する区域においては、法律又はこれに基く政令の規定により市が処理しなければならぬ事務の中第四項の規定により都に属するもので、主として特別区の区域内に關するものについては、都は、特別区の議会その他学識経験を有する者等の意見を聴き、條例で、これを特別区に委任するものとする。

第二項の規定により特別区に属するものを除く外、特別区の存する区域においては、法律又はこれに基く政令の規定により市が処理しなければならぬ事務は、都がこれを処理する。

都は、特別区が第二項の規定により処理すべき事務と競合するような事務を行わないようにしなければならない。
第二百八十一條 次に次の一條を加える。

第二百八十一條 二 特別区の区長は、特別区の議会の議員の選挙権を有する者で年齢満二十五年以上のものの中から、都知事が特別区の議会の同意を得てこれを選任する。特別区の区長は、当該特別区の事務並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に属する国、他

の地方公共団体その他公共団体の事務の外、法律又はこれに基く政令により市長の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務を管理し及びこれを執行する。但し、政令で特別の定をするものは、この限りでない。

都知事は、その権限に属する事務の中で主として特別区の区域内に關するものについては、都の規則により、これを特別区の区長に委任して管理し及び執行させるものとする。

第二項の規定は特別区の委員会又は委員に、前項の規定は都の委員会又は委員の権限に属する事務の特別区の委員会又は委員への委任にこれを準用する。

特別区の区長又は委員会若しくは委員が国又は都の機関として処理する事務については、特別区の区長又は委員会若しくは委員は、都知事又は都の委員会若しくは委員の指揮監督を受ける。
第二百八十二條 中「特別区について」を「特別区の事務について特別区相互の間の調整上」に改め、同條に次の一項を加える。
都知事は、特別区に対し、特別区の存する区域における都の事務の処理との調整上、特別区の事務の処理について必要な助言又は勧告をすることが出来る。
第二百八十三條 次のように改める。

第二百八十三條 この法律又は政令で特別の定をするものを除く外、第二編中市に關する規定は、特別区にこれを準用する。

第二百八十四條第一項中「その事務の一部を」とその事務の一部又は普通地方公共団体、特別市及び特別区の長、委員会若しくは委員の権限に属する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務の一部」に改める。
第二百八十七條に次の一項を加える。

地方公共団体の組合の議会の議員又は管理者その他の職員は、第九十二條第二項及び第四百四十一條第二項（第二百七十八條又は第二百八十三條において適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることが出来る。

第二百九十二條及び第二百九十四條第一項中「法律又は政令」を「法律又はこれに基く政令」に改める。

附則第十條第一項中「及びその家族等に対する俸給その他の給與に関する事務を」と、その家族等に対する俸給その他の給與に関する事務及び未引揚邦人の調査に関する事務に改め、同條第三項中「民生部」を「民生部、民生労働部又は厚生労働部」に改める。

附則第十七條中「他の法令中市に関する規定は、」を「他の法令の市に関する規定中第二百八十一條第二項各号に掲げる特別区に属する事務に関するもの並びに第二百八十一條の二第二項又は同條第四項において準用する第二百八十一條の二第二項の規定により特別区の長、委員会又は委員の権限に属する事務に関するもの

のは、」に改め、「適用」を「準用」に改める。

附則の次に別表第一から別表第七までとして次のように加える。

別表第一
都道府県が処理しなければならない事務

一 不動産登記法（明治三十二年法律第二十四号）の定めるところにより、登記の嘱託をすること。

二 国立公園法（昭和六年法律第三十六号）及びこれに基く政令の定めるところにより、国立公園事業により生じた施設を管理すること。

三 優生保護法（昭和二十三年法律第五十六号）の定めるところにより、優生結婚相談所を設置すること。

四 精神衛生法（昭和二十五年法律第二百二十三号）の定めるところにより、精神病院を設置すること。

五 伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の定めるところにより、ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、これに必要な器具、薬品その他の物件を設備し、及び市町村の支弁した伝染病予防のための費用の一部を支出すること。

六 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）の定めるところにより、患者に対して医療に必要な費用の二分の一を負担し、従業の禁止又は療養所への入所を命じた患者が経済的事情により医療を受けることが困難であるときその医療費の全部又は一部を負担し、及び市町村、事業主等が支弁した健康

診断等に要する費用に対して補助すること。

七 癩予防法（明治四十年法律第十一号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けて癩療養所を設置し、及び従業禁止又は入所に因り生活することのできない者に対して生活費を補助すること。

八 性病予防法（昭和二十三年法律第六十七号）の定めるところにより、病院又は診療所を設置すること。

九 寄生虫病予防法（昭和六年法律第五十九号）の定めるところにより、寄生虫病の予防及び治療のため市町村が支出する費用の一部を支弁すること。

十 旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）の定めるところにより、旅館業の営業の施設についての換気、採光、照明、防湿及び清潔その他宿泊者の衛生に必要な措置の基準の條例で定めるところ。

十一 興行場法（昭和二十三年法律第二百三十七号）の定めるところにより、興行場の換気、照明、防湿及び清潔その他入場者の衛生に必要な措置の基準を條例で定めるところ。

十二 公衆浴場法（昭和二十三年法律第二百三十九号）の定めるところにより、公衆浴場の設置場所の配置の基準、公衆浴場の換気、採光、照明、保温及び清潔その他入浴者の衛生及び風紀に必要な措置の基準を條例で定めるところ。

十三 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の定めるところにより、食品衛生検査施設を設置すること。

ろにより、食品衛生検査施設を設置すること。

十四 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けて公的医療機関を設置すること。

十五 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）の定めるところにより、生活保護等に要する費用を一時繰替支弁し、及び市町村の生活保護等に要する費用の一部を負担すること。

十六 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）の定めるところにより、民生委員等に要する費用を支弁すること。

十七 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の定めるところにより、行旅病人又は行旅病人の同伴者の引取をする者がないとき等においてこれらを引き取り、及び市町村の行つた救護等に要した費用を弁償すること。

十八 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）の定めるところにより、身体障害者更生相談所を設置し、及び市町村の身体障害者更生援護施設を設置に要する費用の一部を負担すること。

十九 災害救助法（昭和二十二年法律第一百八号）及びこれに基く政令の定めるところにより、災害救助基金を積み立てること。

二十 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）及びこれに基く政令の定めるところにより、教護院を設置し、並びに市町村の設置する児童福祉施設の設備及び職員

の養成施設に要する費用の一部を負担すること。

二十一 緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）の定めるところにより、失業対策事業を実施し、及び公共事業の実施に際して失業対策上必要な措置を講ずること。

二十二 農業委員会法（昭和二十六年法律第八十八号）の定めるところにより、都道府県農業委員会の委員の選挙に関する事務を管理し、及び都道府県農業委員会の委員の解任請求に関する事務を行うこと。

二十三 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）の定めるところにより、主務大臣の行つた発生予防事業に協力し、植物を検疫し、有害動物又は有害植物の防除に關し必要な措置を講じ、指定有害動物以外の有害動物又は有害植物について発生予防事業を行い、並びに條例で定める区域ごとに病害虫防除員及び防除に必要な器具を置くこと。

二十四 牧野法（昭和二十五年法律第二百九十四号）の定めるところにより、牧野を管理し、牧野管理規程を定め、及び牧野管理規程に従つて牧野を利用させること。

二十五 蚕糸業法（昭和二十年法律第五十七号）及びこれに基く政令の定めるところにより、繭の検定施設を設け、繭の検定を行い、原蚕種を製造し、及び蚕種に関する検査その他蚕病の防除又は予防のため必要な吏員を置くこと。

二十六 漁業法（昭和二十四年法律

第二百六十七号)の定めるところにより、海区漁業調整委員会(北海道の海区漁業調整委員会を除く)の委員の選挙に関する事務を管理し、並びに委員の解職の請求及び投票に関する事務を行うこと。

二十七 水防法(昭和二十四年法律第九十三号)の定めるところにより、水防管理団体を指定し、水防計画を作成し、及び水防計画作成のため必要があるときは、関係者に資料の提出を命じ、又は職員等に必要な土地に立ち入らせ、並びに指定管理団体の水防計画を承認し、水防信号等を定める等の事務を行うこと。

二十八 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)の定めるところにより、図の機関が当該都道府県の区域において行う国土調査の実施方法について意見を述べること。

二十九 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の定めるところにより、盲学校、ろう学校又は養護学校を設置し、及び管理し、並びに町村が小学校及び中学校を設置する負担に堪えないとき町村に必要な補助を與えること。

三十 教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)の定めるところにより、都道府県立学校の教育公務員並びに都道府県教育委員会の教育長及び専門的教育職員の採用候補者名簿を作成し、並びにこれらの者の研修に要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、及び実施すること。

三十一 社会教育法(昭和二十四年法律第二百七号)の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設を運営し、社会教育関係団体の求めに応じて社会教育に関する事業に必要な援助を行い、及び学校教育上支障のない限り、その管理する学校の施設を社会教育のための利用に供する等社会教育の奨励に必要な事務を行うこと。

三十二 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の定めるところにより、文化財保護委員会の指示を受けて史跡名勝天然記念物の管理を行うこと。

三十三 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)の定めるところにより、市町村立の学校の職員の給料その他の給與の負担に関する事務を行うこと。

三十四 学校施設の確保に関する政令(昭和二十四年政令第三十四号)の定めるところにより、学校教育上支障があると認める場合において、当該学校施設の占有者に対してその全部又は一部の返還を命ずる等の事務を行うこと。

三十五 ユネスコ活動に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の定めるところにより、ユネスコ活動を行い、及び民間のユネスコ活動に対して助言を與える等の事務を行うこと。

三十六 風俗営業取締法(昭和二十三年法律第二百二十二号)の定めるところにより、風俗営業の許可に関する條例を設け、及び風俗営業における営業の場所、営業時間等

について必要な制限を條例で定めること。

別表第二

一 市が処理しなければならない事務

(一) 結核予防法の定めるところにより、患者に対して医療に必要な費用の二分の一を負担すること。(保健所を設置する市に限る。)

(二) 狂犬病予防法の定めるところにより、従業禁止に因り生活することのできない者に対して生活費を補給すること。(保健所を設置する市に限る。)

(三) 汚物掃除法(明治三十三年法律第三十一号)の定めるところにより、その区域内の汚物を掃除し、及び清潔を保持すること。

(四) 食品衛生法の定めるところにより、食品衛生検査施設を設置すること。(保健所を設置する市に限る。)

(五) 下水道法(明治三十三年法律第三十二号)の定めるところにより、主務大臣の命を受けて下水道を築造し、並びに下水道疏通施設を設置し、及び管理すること。

(六) 文化財保護法の定めるところにより、文化財保護委員会の指定を受けて史跡名勝天然記念物の管理を行うこと。(第百五十五條第二項の市に限る。)

(七) 警察法(昭和二十二年法律第百九十六号)の定めるところに

より、警察を維持し、並びに法律及び秩序の執行の責に任ずること。

二 市町村が処理しなければならない事務(市については、前号に掲げるものを除く。)

(一) 消防組組法(昭和二十二年法律第二百二十六号)の定めるところにより、その区域における消防の責任を負い、消防本部、消防団、消防職員及び消防団員の訓練機関の全部又は一部を設置し、並びに非常勤の消防団員の公務に因る損害の補償等を行うこと。

(二) 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の定めるところにより、消防に必要な水利施設を設置し、維持し、及び管理し、並びに危険物の製造所、貯蔵所及び取扱所、映写技術者の資格、映写室の構造及び設備、消防設備等について條例で必要な基準を定め、その他火災の予防、警戒、鎮圧等のため必要な措置を講ずること。

(三) 住民登録法(昭和二十六年法律第二百十八号)の定めるところにより、住民票を作製し、その謄本又は抄本を交付し、戸籍の附票を作製し、登録事項の届出を受理し、及び通知し、その他住民登録に関する事務を行うこと。

(四) 不動産登記法の定めるところにより、登記の嘱託をすること。

(五) 土地台帳法(昭和二十二年法律第三十号)及び家屋台帳法(昭和二十二年法律第三十一号)の定めるところにより、土地台帳及び家屋台帳の謄本を備えること。

(六) 国立公園法の定めるところにより、主務大臣の命を受けて国立公園事業により生じた施設を管理すること。

(七) 伝染病予防法及びこれに基づく政令の定めるところにより、伝染病が流行し、又は流行の虞があるとき、予防委員を設置し、ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及び駆除に必要な施設を設け、清潔方法及び消毒方法を施行し、予防上必要な医師その他の人員を雇い入れ、器具その他の物件を設置し、伝染病院、隔離病舎、隔離所又は消毒所を設置し、並びに家用水の停止期間中家用水を供給すること。なお、人口一万三千以上の市町村にあつては、ねずみ族、こん虫等の駆除を行い、及び器具、薬品その他の物件を設置すること。

(八) 狂犬病予防法の定めるところにより、市町村長が行う一時救護等に要する費用を繰替支弁すること。

(九) 「トラホーム」予防法(大正八

- (十) 寄生虫病予防法の定めるところにより、都道府県知事の指示に従い、寄生虫病の予防及び治療に関する施設を設けること。
- (十一) 水道條例（明治二十三年法律第九号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けて水道を布設し、都道府県知事の命を受けて水道を改良し、工事が落成し、又は改築修理が終つたとき都道府県知事に届け出て監査を受け、並びに布設した水道について共用給水器及び消火栓を設置する等の事務を行うこと。
- (十二) 屠場法（明治三十九年法律第三十二号）の定めるところにより、主務大臣の命を受けて屠場を設置し、及び都道府県知事から屠場を命ぜられた施設と、場主に對して損失を補償すること。
- (十三) 医療法の定めるところにより、主務大臣の命を受けて公的医療機關を設置すること。
- (十四) 生活保護法の定めるところにより、生活保護等に要する費用を一時繰替支弁すること。
- (十五) 児童福祉法の定めるところにより、都道府県知事の命を受けて児童福祉施設を設置し、及び児童福祉施設に入所し、若しくは里親に委託された児童等又はその扶養義務者に負担能力のないとき当該費用を負担すること。
- (十六) 行旅病人及行旅死亡人取扱法の定めるところにより、行旅病人、行旅死亡人及びその同伴者の救護又は取扱に要した費用を一時繰替支弁すること。
- (十七) 災害救助法及びこれに基く政令の定めるところにより、災害救助に要する費用を一時繰替支弁すること。
- (十八) 健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）及び失業保険法（昭和二十二年法律第四十六号）の定めるところにより、保険者又は行政庁の請求があつたとき保険料等の滞納処分を行うこと。
- (十九) 緊急失業対策法の定めるところにより、失業対策事業を実施し、及び公共事業の実施に際して失業対策上必要な措置を講ずること。
- (二十) 農業災害補償法（昭和二十二年法律第八十五号）の定めるところにより、農業共済組合の請求があつたとき農作物共済及び養蚕共済に係る共済掛金の滞納処分を行うこと。
- (二十一) 農業委員会法の定めるところにより、市町村農業委員会の委員の選挙に関する事務を管理し、及び市町村農業委員会の委員の解任請求の事務を行うこと。
- (二十二) 自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）の定めるところにより、政府の売り渡した農地等の対価の徴収を行うこと。
- (二十三) 牧野法の定めるところにより、牧野を管理し、牧野管理規程を定め、及び牧野管理規程に従つて牧野を利用させること。
- (二十四) 森林火災圍管保險法（昭和十二年法律第二十五号）の定めるところにより、政府の委任を受けて保険料の受取等保險事務の一部を行うこと。
- (二十五) 漁業法の定めるところにより、政府に納めるべき免許料又は許可料の徴収を行うこと。
- (二十六) 水防法の定めるところにより、都道府県知事の水防管理団体としての指定に基き、水防計画を作成し、毎年水防団又は消防機關の水防訓練を行い、隨時区域内の河川、海岸堤防等を巡視し、及び水防のため必要があるときは、区域内に居住する者等をして水防に従事させ、又はこれらの者に公用負担を命ずる等の措置を講ずること。
- (二十七) 学校教育法の定めるところにより、小学校及び中学校を設置し、及び管理し、並びに学齡児童及び生徒の就学に必要な経済的援助を行うこと。
- (二十八) 教育公務員特例法の定めるところにより、市町村立学校の教育公務員並びに市町村教育委員会の教育長及び専門的教育職員の研究に要する施設、研修を奨励するための方途その他研修に関する計画を樹立し、及び実施すること。
- (二十九) 社会教育法の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設を運営し、社会教育関係団体の求めに依つて社会教育に関する事業に必要な援助を行い、及び学校教育上支障のない限り、その管理する学校の施設を社会教育のための利用に供する等社会教育の奨励に必要な事務を行うこと。
- (三十) 学校施設の確保に関する政令の定めるところにより、学校教育上支障があると認める場合において、当該学校施設の占有者に対してその全部又は一部の返還を命ずる等の事務を行うこと。
- (三十一) ユネスコ活動に関する法律の定めるところにより、ユネスコ活動を行い、及び民間のユネスコ活動に対して助言を與える等の事務を行うこと。
- (三十二) 警察法の定めるところにより、警察を維持し、並びに法律及び秩序の執行の責に任ずること。（人口五千以上の市街的町村で警察を維持する町村に限る。）
- 別表第三
一 都道府県知事が管理し、及び執行しなければならぬ事務
(一) 統計法（昭和二十二年法律第十八号）及びこれに基く政令の定めるところにより、指定統計調査に関する事務を行うこと。
(二) 消防組織法の定めるところにより、消防統計に関する事務を行うこと。
- (三) 消防法の定めるところにより、気象通報に関する事務を行うこと。
- (四) 地方財政平衡交付金法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の定めるところにより、当該都道府県の区域内の市町村の基準財政需要額及び基準財政収入額その他の資料を審査し、意見をつけて主務官庁に送付し、並びに市町村に交付する交付金の額の算定及び交付に関する事務を行うこと。
- (五) 行政書士法（昭和二十六年法律第四号）の定めるところにより、行政書士の試験を実施し、及びその登録に関する事務を行うこと。
- (六) 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百六十六号）の定めるところにより、宗教法人の規則、合併及び解散の認証に関する事務を行うこと。
- (七) 外国人登録法（昭和二十七年法律第 号）の定めるところにより、外国人の登録の申請期間を延長することを承認し、登録原票の写本を分類整理し、及び登録原票の移動又は登録証明書の再交付を承認し、その他外国人の登録に関する事務を行うこと。
- (八) 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の定めるところにより、一般旅券発給申請書を受理し、及び一般旅券等の交付に関する事務を行うこと。

(九) 国立公園法の定めるところにより、国立公園事業を執行し、国立公園に関する実施調査のため他人の土地へ立ち入ること等を許可し、国立公園に準ずる区域の特別地域内における工作物等の設置等の許可に関する事務を行い、及び立入等に伴う損害補償金額を裁定し、並びに主務大臣の委任を受けて国立公園の区域の特別地域内における行為を許可する等の事務を行うこと。

(十) 温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）の定めるところにより、温泉を湧出させるために土地を掘さくし、温泉の湧出を増強し、動力を装置すること及び温泉を公共の浴用又は飲用に供することに対する許可並びに温泉採取の制限命令等に関する事務を行うこと。

(十一) 衛生保護法の定めるところにより、都道府県衛生保護審査会及び地区衛生保護審査会を監督し、並びに衛生手帳又は人工妊娠中絶を行つた旨の届出を受理すること。

(十二) 精神衛生法の定めるところにより、病院を指定し、精神衛生鑑定医を監督し、精神障害者又はその疑のある者につき申請又は通報に基づき精神衛生鑑定医をして診察させ、必要と認められる場合には精神病院又は指定病院に入院を命じ、並びに入院及び仮入院の届出を受理し、退院及び仮退院を許可し、訪問指導させ、保護拘束に関し許可をし、

並びに精神病院等に收容する等の措置を講ずること。

(十三) 栄養土法（昭和二十二年法律第二百四十五号）の定めるところにより、栄養土の免許に関する事務を行うこと。

(十四) 伝染病予防法の定めるところにより、市町村に対して伝染病院等の設置その他について指示をし、伝染病が流行し、又は流行の虞がある場合において船舶、汽車、電車の検疫を実施し、その他伝染病予防上必要と認める健康診断、死体検案、交通し、や、断、地区隔離、集会の制限又は禁止、汚染物件の処分、漁り、遊泳又は水の使用制限等の措置を講じ、伝染病等に汚染した建物の処分を行い、並びに主務大臣の命を受けて他の都道府県に応援のため防疫監更及び防疫技師を派遣すること。

(十五) 結核予防法の定めるところにより、定期外の健康診断及び予防接種を行い、その記録の作成等の事務を行い、定期の健康診断及び予防接種について報告を受理し、患者に対して従業を禁止し、又は療養所に入所することを命じ、結核菌に汚染した家屋又は物件の処分を命ずる等の事務を行い、並びに費用を負担する医療を担当させるため医療機関を指定すること。

(十六) 癩予防法の定めるところにより、患者が転帰したとき、又は患者の死体を検案したとき、医師からその旨の届出を受理し、患者を国立癩療養所等に入

所させ、患者の同伴者又は同居者を救護し、並びに予防上必要な場合には、患者の従業を禁止し、病室汚染物件の処分を命じ、又は自らこれを行い、及び医師を指定して癩又はその疑のある患者を検査すること。

(十七) 「トラホーム」予防法の定めるところにより、治療を受けることの困難な患者に対して治療を行い、検診、従業禁止等予防上必要な措置を講じ、並びにトラホームの予防及び治療に関する施設について市町村に指示すること。

(十八) 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の定めるところにより、市町村長をして臨時の予防接種を行わせ、及び主務大臣の指示により自ら臨時に予防接種を行う等予防接種に関する事務を行うこと。

(十九) 性病予防法の定めるところにより、性病にかかっている患者を診断し、その他の医師の届出を受理し、必要な場合には、性病にかかっていると疑うに足る正当な理由がある者及び売入、常習の疑の著しい者等に対し、医師の健康診断及び治療を受けるべきこと並びに入院すること等を命ずる等の事務を行うこと。

(二十) 寄生虫病予防法の定めるところにより、健康診断、寄生虫病伝染の媒介となる物件の処分等を行い、並びに寄生虫病の予防及び治療に関する施設について市町村に指示すること。

(二十一) 旅館業法の定めるところにより、旅館業の営業の許可に関する事務を行い、ホテル、旅館及び下宿の基準を定め、並びに及び職員をして営業の施設に立入検査すること。

(二十二) 興業場法の定めるところにより、興行場の経営の許可に関する事務を行い、及び職員をして営業の施設に立入検査すること。

(二十三) 公衆浴場法の定めるところにより、公衆浴場の経営の許可に関する事務を行い、及び職員をして営業の施設に立入検査すること。

(二十四) 理容師美容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）の定めるところにより、理容師及び美容師の試験及び免許に関する事務を行い、理容師及び美容師に対して健康診断を実施し、理容所及び美容所の開設等の届出を受理し、理容及び美容を行う場合に講ずべき措置等を定め、並びに職員をして理容所及び美容所に立入検査すること。

(二十五) クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）の定めるところにより、ドライクリーニング師の試験及び免許に関する事務を行い、クリーニング所に関する事務を行い、クリーニング所の位置等に関する届出を受理し、クリーニング業の従事者について健康診断を実施し、並びに職員をしてクリーニング所に立入検査すること。

(二十六) 墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）の定めるところにより、墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する事務を行い、及び職員をして火葬場に立入検査すること。

(二十七) 水道條例の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて市町村等の水道の布設等の認可又は許可に関する事務を行い、水道施設の改良を命じ、市町村の水道工事を監査し、及び市町村以外の企業者が布設した水道を市町村が買収する場合において、協議がととのわないうき買収価格を決定する等の事務を行うこと。

(二十八) 食品衛生法の定めるところにより、飲食店営業等について必要な基準を定め、飲食店営業等の許可に関する事務を行い、及び必要な場合には、営業業者等から報告を求め、職員をして営業の場所等に臨検させ、営業上使用する食品等を検査させ、又は違反した営業者に対して違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講ずること。

(二十九) 屠場法の定めるところにより、と場の設立を許可し、市町村の設立すると場の廃止を認可し、及び衛生上危害を生じ、その他公益を害する虞があると認める場合には、と場の廃止又は使用停止等の処分を命ずること。

(三十) へい獣処理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百四十号）の定めるところにより、へい獣取扱場又は化製場等の設立の

許可に関する事務を行い、及び職員をして、い獣処理場等に立入検査させること。

(三十一) 狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)の定めるところにより、犬の登録に関する事務を行い、狂犬病予防員をして犬の抑留処分等を行わせ、並びに狂犬病が発生したと認めるとき、その旨を公示し、犬のい留を命じ、犬の検診及び臨時の予防注射を実施し、並びに犬の移動を制限する等狂犬病予防上必要な措置を講ずること。

(三十二) 医療法の定めるところにより、病院の開設、医師及び歯科医師でない者の診療所の開設又は助産婦でない者の助産所の開設等の許可に関する事務を行い、医師、歯科医師又は助産婦の診療所若しくは助産所の開設等の届出を受理し、病院、診療所又は助産所の開設者又は管理者について報告を求め、職員をして清潔保持の方法等を検査させる等必要な措置を講じ、並びに医療法人の設立の認可等に関する事務等を行うこと。

(三十三) 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)及び歯科医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の定めるところにより、医師又は歯科医師の免許の取消又は医業の停止処分に対する弁明を行うべき吏員を指定する等の事務を行うこと。

(三十四) 診療エックス線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)の定めるところにより、診療エックス線技師の免許に関する事務を行い、及び必要があるとき、その業務の指導監督に関する事務を行うこと。

(三十五) あん摩師、はり師、きゆう師及び柔道整復師法(昭和二十二年法律第二百一十七号)の定めるところにより、あん摩師、はり師、きゆう師又は柔道整復師の試験及び免許に関する事務を行い、並びに施術者等について必要な報告を求め、又は職員をして施術所に立入検査させる等衛生上必要な措置を講ずること。

(三十六) 歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)の定めるところにより、歯科衛生士の免許等に関する事務を行うこと。

(三十七) 保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)の定めるところにより、准看護婦の試験及び免許に関する事務を行い、並びに保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦について業務に関する届出を受理し、並びにこれらの者の名簿等に関する事務を行うこと。

(三十八) 死体解剖保存法(昭和二十四年法律第二百四号)の定めるところにより、監察医をして死因不明の死体を検案させ、又は解剖させ、及び死体の保存を許可する等の事務を行うこと。

(三十九) 薬事法(昭和二十三年法律第九十七号)の定めるところにより、薬局開設者及び医薬品の販売業者の登録に関する事務を行い、並びに薬局の開設者、医薬品の販売業者等について医薬品等の検査、廃棄等の処分をし、薬局開設者、医薬品等の製造業者又は販売業者に対して設備の改善を命じ、及び職員をして薬局等に立入検査させる等公衆衛生上必要な薬事に関する措置を講ずること。

(四十) 覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)の定めるところにより、覚せい剤施用機関又は覚せい剤の研究者の指定に関する事務等を行い、及び覚せい剤の施用者等について検査し、又は質問する等覚せい剤の取締上必要な措置を講ずること。

(四十一) 毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第二百三十三号)の定めるところにより、毒物又は劇物の販売業者の登録に関する事務等を行い、及び毒物劇物営業者又は毒物若しくは劇物を業務上取り扱う者について検査し、又は質問する等保健衛生上必要な措置を講ずること。

(四十二) 社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)の定めるところにより、町村の福祉事務所の設置の承認に関する事務を行い、社会福祉に関する事務に従事する職員の訓練を実施し、社会福祉事業の経営の開始、変更及び廃止を許可し、社会福祉施設又は社会福祉事業若しくはその事業の経営に必要な寄附金募集の許可及び共同募金会の設立の認可に関する事務を行い、災害復旧のための助成を受けた社会福祉法人について、その事業又は会計の状況に関し報告を徴し、予算又は役員について必要な報告をし、及び補助金又は貸付金等の返還を命じ、並びに社会福祉事業を経営する者について検査し、又は施設の改善を命ずる等の事務を行うこと。

(四十三) 生活保護法の定めるところにより、保護の決定、実施及び保護施設の設置の認可に関する事務を行い、市町村長の事務を監査し、保護施設の運営を指導し、保護施設の管理者について検査し、又は施設の改善を命じ、医療機関を指定し、その医療費を審査し、並びに保護に関する処分に対する不服の申立を決定する等の事務を行うこと。

(四十四) 民生委員法の定めるところにより、民生委員の定数を定め、民生委員を推薦し、民生委員を指導監督し、指導訓練を実施し、及び民生委員協議会を組織すべき区域を定める等の事務を行うこと。

(四十五) 身体障害者福祉法の定めるところにより、身体障害者手帳の交付に関する事務を行い、身体障害者の診査及び更生相談

を行つて必要な措置を講じ、補装具等を交付し、又は修理し、並びに売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせ、市町村の設置する更生援護施設及びこれに附置する養成施設の設置の認可に関する事務を行い、並びに市町村長のした処分についての訴願を裁決すること。

(四十六) 公益質屋法(昭和二年法律第三十五号)の定めるところにより、公益質屋の貸付金額又は貸付利率の特例を認可し、社会福祉法人の経営する公益質屋の経営を認可し、及びその業務を監査する等監督上必要な措置を講ずること。

(四十七) 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百一十号)の定めるところにより、消費生活協同組合の設立、定款変更及び合併等を認可し、組合員以外の者にその事業を利用させることを許可し、並びに組合員の請求に基き業務又は会計の状況を検査する等の事務を行うこと。

(四十八) 災害救助法の定めるところにより、都道府県災害救助対策協議会の会長となり、災害救助を行い、救助を行うため特に必要があるときは、医療、土木、建築工事若しくは輸送関係者を救助に従事させ、又は病院、診療所、若しくは旅館等を管理し、土地、物資等を使用し、若しくは収用し、並びに救助その他緊急措置の万全を期するため常

に必要な計画をたて、救助組織を確立し、及び労務、物資、資金等の整備に努め、並びに主務大臣の命令を受けて他の都道府県知事の行う救助につき応援すること。

(四十九) 北海道旧土人保護法（明治三十二年法律第二十七号）の定めるところにより、無償で下付された土地を譲渡し、又はその土地に地役権を設定する場合に許可を與えること。（北海道知事に限る。）

(五十) 児童福祉法の定めるところにより、児童福祉司の相当区域を定め、児童委員及び児童相談所長を指揮監督し、身体に障害のある児童に対して補装具等の交付等を行い、妊産婦等に対して保健指導を受けることを勧奨し、妊娠の届出をした者に母子手帳を交付し、妊産婦等を助産施設又は母子寮に入所させ、要保護児童について里親等に委託し、又は児童福祉施設に入所させる等必要な措置を講じ、並びに児童に対する強制措置を必要とする事件を家庭裁判所に送致し、職員をして児童の住所等に立入調査させ、児童福祉事業を行う施設の設置の届出に関する事務及び児童福祉施設の設置の認可に関する事務を行い、児童福祉施設の設備、運営等の最低基準の維持の実施状況を監督し、児童福祉施設に入所している児童等の入所及び入所後の保護に要する費用の支弁に関する

市町村の事務の処理状況を実地に調査させ、並びに市町村長及び児童相談所長の行った処分に對する訴願を裁決すること。

(五十一) 健康保険法の定めるところにより、事業に使用される者が受ける金銭以外の報酬の価格を決定し、保険医、保険薬剤師の指定及び指導等に関する事務を行い、その他主務大臣の委任を受けて被保険者の資格及び標準報酬等に関する事務、保険給付に関する事務並びに健康保険組合の監督等の事務を行うこと。

(五十二) 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の定めるところにより、審査委員会を委員を推薦し、審査委員会が診療担当者の出頭及び説明を求めると又は基金が支拂を一時差し止めることを承認し、並びに主務大臣の委任を受けて基金の従たる事務所又は出張所の役員の監督に関する事務を行うこと。

(五十三) 国民健康保険法（昭和三十三年法律第六十号）の定めるところにより、国民健康保険に関する市町村の條例、国民健康保険組合又は国民健康保険組合連合会等の設立等及び診療報酬の額の認可に関する事務を行い、並びに国民健康保険の保険者に對してその事業及び財産に関して報告させ、その状況を検査し、並びに條例又は規約等の変更を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

(五十四) 厚生年金保険法の定めるところにより、事業に使用される者が受ける金銭以外の報酬の価格を決定し、その他主務大臣の委任を受けて被保険者の資格及び標準報酬等に関する事務並びに保険給付に関する事務を行うこと。

(五十五) 船員保険法の定めるところにより、船舶所有者に使用される者が受ける金銭以外の報酬の価格を決定し、療養費の支給及びその額の決定し、保険医及び保険薬剤師の指定及び指導等に関する事務を行い、その他主務大臣の委任を受けて被保険者の資格及び標準報酬等に関する事務並びに保険給付に関する事務を行うこと。

(五十六) 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の定めるところにより、労働協約の地域的一般的拘束力を決定し、地方労働委員会の委員を任命し、又は罷免し、及び事務局長その他の職員を会長の同意を得て任命する等の事務を行うこと。

(五十七) 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の定めるところにより、公益事業に関する労働争議又は公益に著しい障害を及ぼす労働争議につき労働委員会に調停を請求する等の事務を行うこと。

(五十八) 職業安定法（昭和二十二年法律第四十一号）の定めるところにより、公共職業安定所の業務の連絡統一を図り、所部の職員及び公共職業安定所長を指揮監督し、公共職業補導所を設置し、及び経営し、並びに監督者訓練に関する技術援助に関する事務を行うこと。

(五十九) 失業保険法の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて、失業者に失業保険金を支給し、並びに被保険者及びその事業主から保険料を徴集する等失業保険に関する事務を行うこと。

(六十) 金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）及びこれに基く政令の定めるところにより、市町村農業会、漁業会及び産業組合に関する財務諸表を受理し、整理債務の移換を認可し、並びに旧勘定資産の移換を承認する等の事務を行うこと。

(六十一) 農林漁業組合再建整備法（昭和二十六年法律第四十号）の定めるところにより、農林漁業組合の再建整備計画に對する助言又はその実施のためのあつ、旋若しくは指導を行い、再建整備の実施計画及び実績の報告を受理し、並びに農林漁業組合の業務及び会計を監査する等の事務を行うこと。

(六十二) 積雪寒冷地帯振興臨時措置法（昭和二十六年法律第六十六号）の定めるところにより、積雪寒冷地帯地区を指定し、及び農業振興計画の作成に関する事務を行うこと。

(六十三) 中央卸売市場法（大正十二年法律第三十二号）の定めるところにより、閉鎖を命ぜられた中央卸売市場の開設者及び卸売の業務を営む者に對する損失補償の金額を決定し、中央卸売市場における卸売業務の許可に関する事務を行い、並びに中央卸売市場の開設者及び卸売業者の業務等の検査を行うこと。

(六十四) 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）の定めるところにより、普通肥料生産業者の登録に関する事務を行い、肥料の生産業、輸入業又は販売業の開拓の届出等を受け、及び肥料検査吏員をして肥料の生産業者、輸入業者又は販売業者等の事業場等について検査させ、又は肥料若しくはその原料を収去させる等の事務を行うこと。

(六十五) 植物防疫法の定めるところにより、主務大臣の指示に基き指定有害動植物の当該都道府県に關する防除計画を決定し、有害動植物のまん延の虞がある場合においてその旨を主務大臣に報告し、並びに主務大臣の委任を受けて地方公共団体、農業者の組織する団体等に対する補助金の交付及び報告の徴収に関する事務を行うこと。

(六十六) 農業取締法（昭和二十三年法律第八十二号）の定めるところにより、農業販売業者の届出を受理すること。

(六十七) 農業災害補償法の定めるところにより、農業共済組合の設立、定款の変更、合併及び解散等を認可し、農業共済組合の

設立を命じ、危険階級別及び危険程度を表示する指数を決定し、並びに共済団体の業務又は会計の検査その他の監督に関する事務を行うこと。

(六十八) 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の定めるところにより、農業協同組合の設立、定款の変更、合併等の認可に関する事務を行い、及びその業務又は会計を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

(六十九) 農業委員会法の定めるところにより、市町村農業委員会の設置の特例を承認し、その議決を取り消す等の処分を行い、市町村農業委員会の解散を命じ、並びに都道府県農業委員会の会長となり、選任委員を解任し、選挙区及び当該選挙区において選挙すべき都道府県農業委員会の委員の数及び市町村の境界の変更の場合の市町村農業委員会の特例を告示し、並びに農業委員会から請求があつたときは助言、資料の提示その他必要な協力をすること。

(七十) 農地調整法(昭和十三年法律第六十七号)、自作農創設特別措置法及び自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令(昭和二十五年政令第二百八十八号)並びにこれらに基く政令の定めるところにより、農地等の権利の設定等に関して許可、認可又は決定等を行い、各種の令書を交付し、及び市町村農業

委員会の処分等に対する訴願を裁決する等の事務を行うこと。

(七十一) 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、土地改良区等の設立、定款の変更等の認可に関する事務を行い、土地改良区等についてその事業又は会計の状況を検査し、裁判所に対してこれらの解散を請求する等必要な監督を行い、並びに土地改良事業に関する予備審査を行い、土地改良事業計画、換地計画、農業協同組合又は数人が共同して行う土地改良事業、交換分合計画等を認可し、並びに土地改良財産の管理及び処理に関する事務を行うこと。

(七十二) 開拓者資金融通法(昭和二十二年法律第六号)の定めるところにより、開拓者資金の貸付又は一時償還の請求若しくは支拂の猶予について政府に対して進達すること。

(七十三) 家畜商法(昭和二十四年法律第二百八十八号)の定めるところにより、家畜商の免許及び登録に関する事務を行うこと。

(七十四) 家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九十九号)の定めるところにより、種畜についての臨時検査を行い、家畜人工授精所等について地方種畜検査委員をしてその構造、設備等を検査させ、又は種畜の精液を収去させる等家畜の改良上必要な措置を講じ、並びに家畜人工授精師の免許及び家畜人工授精所の

開設の許可に関する事務を行うこと。

(七十五) 牧野法の定めるところにより、市町村の管理する牧野の牧野管理規程の認可に関する事務を行い、保護牧野の改良及び保全の指示をし、並びに牧野の害虫の駆除の指示をする等牧野の改良及び保全のため必要な措置を講ずること。

(七十六) 蚕糸業法の定めるところにより、蚕病の駆除若しくは予防又は桑苗若しくは野蚕の病虫害の駆除若しくは予防に關し必要な取締を行い、蚕糸業を営もうとする者に対する許可に関する事務を行い、及び蚕糸業者若しくは蚕糸業等に対してその業務等について報告させ、又はこれらの者を検査すること。

(七十七) 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六号)の定めるところにより、疾病家畜移動の許可書及び健康証明書等を発行し、家畜の所有者に家畜の検査、注射等を命ずる等家畜の伝染病の発生予防上必要な措置を講じ、並びに家畜伝染病のまん延の防止のため必要があるときは家畜の殺処分等を命じ、特に緊急を要するときは通行しや断をする等家畜伝染病のまん延防止上必要な措置を講ずること。

(七十八) 獸医師法(昭和二十四年法律第八十六号)の定めるところにより、診療施設開設の届出を受理する等の事務を行うこと。

(七十九) 裝飾師法(昭和十五年法律第八十九号)の定めるところにより、裝飾師の氏名、住所等の届出の經由進達すること。

(八十) 競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の定めるところにより、指定市町村の競馬の開催、終了及び会計等について報告させ、又は書類及び帳簿の検査を行い、並びにその結果を主務大臣に報告すること。

(八十一) 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)及びこれに基く政令の定めるところにより、主要食糧の配給に関する実施計画を定めてその実施に關し必要な事項を主要食糧の販売業者及び市町村長に指示し、主要食糧の販売業者、とうもろこし製業者及び米飯提供業者の登録を行い、主要食糧の購入券を発給し、主要食糧の配給、譲渡、消費等に関し必要な命令をし、米麦等の市町村別の政府買入数量を決定し、その他主要食糧の管理に関する事務を行うこと。

(八十二) 農業倉庫業法(大正十六年法律第十五号)の定めるところにより、農業倉庫業者及び農業倉庫業者の業務規程の認可に関する事務を行い、並びに農業倉庫業者についてその業務の執行若しくは財産の状況を検査し、又は事業の停止を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

(八十三) 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)及びこれに

基く政令の定めるところにより、森林区を定め、森林区施設計画及び森林区実施計画を決定し、これらに基く伐採等の許可に関する事務を行い、保安林、保安施設地区の指定又は解除に関する事務及び保安林又は保安施設地区内における伐採等の許可、木材搬出等のための土地の使用権の設定の認可等に関する事務を行い、並びに森林組合又は森林組合連合会について、その設立、定款変更、合併等を認可し、及びこれらについて業務又は会計を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

(八十四) 造林臨時措置法(昭和二十五年法律第五十号)の定めるところにより、造林地を指定し、造林計画を制定し、造林者を指定し、及び造林地についての権利を調整する等の事務を行うこと。

(八十五) 林業種苗法(昭和十四年法律第十六号)の定めるところにより、母樹及び母樹林を指定し、その伐採を許可し、並びにその保護又は管理のための措置を講ずる等の事務を行うこと。

(八十六) 森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)及びこれに基く政令の定めるところにより、森林病虫害等を駆除し、又はそのまん延を防止するため、森林病虫害等の附着している樹木等の伐倒、焼却等の処分を命じ、及び森林病虫害防除員をして森林又は貯木場等に立ち

入らせ、若しくは検査させ、又は樹皮を収去させる等森林の保全上必要な措置を講ずること。

(八十七) 狩猟法（大正七年法律第三十二号）の定めるところにより、狩猟免許又は狩猟登録に関する事務を行い、鳥獣の捕獲又は採卵禁止区域等を設定し、これらの区域内における鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取の許可に關する事務を行い、及び職員をして鳥獣保護区、禁猟区等に立ち入り、狩猟者等の所持する鳥獣等を検査させる等鳥獣の保護繁殖上必要な措置を講ずること。

(八十八) 漁業法及びこれに基く政令の定めるところにより、漁業権の設定、分割又は変更の免許及び抵当権の設定、漁業権の移転の認可等に関する事務を行い、並びに水産動植物の採捕に關する制限又は禁止等漁業取締その他漁業調整のため必要な規則を制定し、漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の選任委員等を任命し、並びに漁業の免許のため必要があるときは職員をして漁場を検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

計の状況を検査する等監督上必要な措置を講ずること。

(九十) 漁船損害補償法（昭和二十七年法律第二十八号）及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて、漁船保険組合の業務若しくは財産の状況について報告を求め、又はこれらについて検査し、及び漁船保険組合に対して役員、監事、事業の停止等を命ずる等監督上必要な措置を講ずること。

(九十一) 漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）の定めるところにより、動力漁船の建造、改造及び転用の許可、動力漁船工事の完成の認定及び漁船の登録に關する事務を行い、並びに職員をして漁船の所有者若しくは管理者の事務所等に立ち入らせ、又は漁船等を検査させる等漁船の建造調整又は漁船の登録上必要な措置を講ずること。

(九十二) 漁港法（昭和二十五年法律第三十七号）及びこれに基く政令の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて第一種漁港及び第二種漁港についての漁港管理者を指定する等の事務を行うこと。

(九十三) 水産資源保護法（昭和二十六年法律第三十三号）の定めるところにより、保護水面の指定を主務大臣に申請し、指定があつた保護水面を管理し、及びその区域内における工事の許可に關する事務を行うこと。

(九十四) 計量法（昭和二十六年法律第二百七号）の定めるところにより、計量器の修理事業の許可及び計量器の販売等の登録に關する事務を行い、計量器の検定及び容量検査を実施し、並びに計量証明に使用する計量器の登録に關する事務を行い、並びに計量器の定期検査を実施し、職員をして計量器の製造業者等についてその工場等に立ち入らせ、又は商品を検査させる等計量器の取締上必要な措置を講ずること。

(九十五) 火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）の定めるところにより、火薬類の販売、消費等及び火薬庫の設置等の許可に關する事務を行い、並びに職員をして製造業者の製造場等に立ち入らせ、又は火薬類を収去させる等災害の防止又は公共の安全維持上必要な措置を講ずること。

(九十六) 高圧ガス取締法（昭和二十六年法律第二百四号）の定めるところにより、高圧ガスの製造業、販売業等及び貯蔵所の設置等の許可に關する事務を行い、危害予防規程を認可し、並びに高圧ガスの爆発の虞がある施設等について保安検査を実施し、並びに職員をして製造業者の工場等に立ち入らせ、又は商品を検査させる等公共の安全の維持又は災害の防止上必要な措置を講ずること。

(九十七) 金管理法（昭和二十五年法律第二百八号）の定めるところにより、貴科用金地金販売業の認可に關する事務を行い、及び職員をして貴科用金地金販売業者等の事務所等に立ち入らせ、又は検査させる等の事務を行うこと。

(九十八) 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）の定めるところにより、中小企業等協同組合の定款を認定し、及びその設立又は解散の届出を受け、並びに組合員の不服申立に基き又は職権により中小企業等協同組合についてその業務又は会計の状況を検査し、及び必要な指示をする等監督上必要な措置を講ずること。

(九十九) 協同組合法による金融事業に關する法律（昭和二十四年法律第八十三号）の定めるところにより、都道府県の区域内における信用協同組合の事業、定款の変更、業務の種類若しくは方法の変更、事業の廃止又は解散の決議の認可に關する事務を行い、及び業務に關する報告を徴し、監査書その他の書類帳簿の提出を命じ、又は職員をしてその業務又は財産の状況を検査させる等信用協同組合の監督上必要な措置を講ずること。

(百) 連合国財産等の返還に關する政令（昭和二十六年政令第六号）の定めるところにより、主務大臣の委任を受け、職員をして國に無償で譲渡された連合国財産

の引渡を受けさせ、及び主務大臣が譲り受け、又は買入れた連合国財産の管理又は保全を行い、連合国財産の占有者に対してその財産を主務大臣の指定する者に引き渡すことを命じ、主務大臣の譲り受けた連合国財産を返還請求者に引き渡し、並びに連合国財産の保全義務者等から報告若しくは資料を徴し、又は職員をしてその事務所若しくは倉庫等に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況を検査させること。

(百一) ドイツ財産管理令（昭和二十五年政令第二百五十二号）の定めるところにより、主務大臣の委任を受け、ドイツ財産を管理し、又は処分し、ドイツ財産を保有する者に対してその財産を主務大臣の指定する者に引き渡すことを命じ、及びドイツ財産の保有者等から報告若しくは資料を徴し、又は職員をして保有者等の事務所若しくは倉庫に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況を検査させること。

(百二) 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の定めるところにより、主務大臣の委任を受けて自動車運送事業の事業計画の変更の認可等の事務を行い、及び一般自動車道に關する測量等のための自動車道事業者の他人の土地への立入又は一時使用に對する許可に關する事務等を行うこと。

(百三) 道路運送車両法(昭和二十六年法律第八十五号)及びこれに基く政令の定めるところにより、自動車の登録及び検査に關する事務を行い、自動車の保安上の技術基準についての制限を附加し、並びに自動車の使用者に対して保安基準に適合するように整備を命ずる等の事務を行うこと。

(百四) 通訳案内業法(昭和二十四年法律第二十号)の定めるところにより、通訳案内業の免許に關する事務を行うこと。

(百五) 国際観光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二十七号)及びこれに基く政令の定めるところにより、事業の季節的休止及び改築等のための休止の届出を受理すること。

(百六) 港湾法(昭和二十五年法律第二十八号)の定めるところにより、港務局の設立を認可し、及び港湾区域の定めのない港湾の水域における占用等を許可する等の事務を行うこと。

(百七) 軌道法(大正十年法律第七十六号)の定めるところにより、軌道経営者の運輸の開始を認可し、及び軌道経営者に帳簿書類等の提出を求め、又は監査員をして軌道事業の状況若しくは会計等を監査させる等監督上必要な措置を講ずること。

(百八) 土地收用法(昭和二十六年法律第二十九号)の定めるところにより、土地を收用し、又

は使用することができず事業の準備のため他人の土地への立入等を許可し、土地を收用し、又は使用することができず事業の認定を行い、並びに起業地の土地細目の公告及び関係人に対する通告等に関する事務を行い、並びに緊急に施行する必要がある事業のための土地の使用を許可すること。

(百九) 建設業法(昭和二十四年法律第二十号)の定めるところにより、建設業の登録に關する事務を行い、及び建設業者についてその財産若しくは工事施行の状況等の報告を求め、又は職員をして営業所等に立ち入らせ、若しくは検査させる等監督上必要な措置を講ずること。

(百十) 測量法(昭和二十四年法律第十八号)の定めるところにより、基本測量の実施及び終了を公示し、永久標識及び一時標識の設置等を市町村長に通知する等の事務を行うこと。

(百十一) 河川法(明治二十九年法律第七十一号)の定めるところにより、河川法の適用又は準用を受けるべき河川等を認定し、河川の区域を認定し、及び河川の占用の許可に關する事務を行い、並びに河川に關する工事を実施する等河川の管理を行うこと。

(百十二) 公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)の定めるところにより、公有水面の埋立の免許に關する事務を行い、及び

埋立に關する測量又は工事のため他人の土地への立入又は他人の土地の一時使用を許可する等の事務を行うこと。

(百十三) 砂防法(明治三十年法律第二十九号)の定めるところにより、砂防指定地の監視、砂防設備の管理、工事の施行及びその維持に關する事務を行い、並びに砂防指定地において一定の行為を禁止し、又は制限する等治水に必要な措置を講ずること。

(百十四) 運河法(大正二年法律第十六号)の定めるところにより、運河の工事設計を認可し、運送の開始を許可し、及び運河使用規程を認可する等の事務を行うこと。

(百十五) 道路法(大正八年法律第五十八号)の定めるところにより、府県道の路線を認定し、国道、府県道の新設、改築又は修繕等を行い、これらの道路の占用を許可する等国道及び府県道の管理を行い、並びに市町村長の行う路線の認定等の認可その他の市町村に対して監督上必要な措置を講ずること。

(百十六) 都市計画法(大正八年法律第三十六号)の定めるところにより、主務大臣の指定により自ら都市計画事業を執行し、及び市町村長の行う土地区劃整理の設計を認可する等の事務を行うこと。

(百十七) 特別都市計画法(昭和二十二年法律第十九号)の定める

ところにより、補償審査会の監督に關する事務を行い、その他特別都市計画における土地区劃整理の設計書及び施行規程を認可する等の事務を行うこと。

(百十八) 貸家組合法(昭和十六年法律第四十七号)の定めるところにより、貸家組合及び同連合会並びに貸家組合及び同連合会の設立、定款の変更を認可する等の事務を行うこと。

(百十九) 公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)の定めるところにより、公営住宅建設三箇年計画を作成し、これを主務大臣に提出し、關係市町村長に通知し、及び市町村の建設に係る公営住宅の管理等について必要な指示を行い、又は職員をして公営住宅に係る書類を検査させる等の事務を行うこと。

(百二十) 住宅組合法(大正十年法律第六十六号)の定めるところにより、住宅組合の設立を許可し、及び住宅組合の監督に關する事務を行うこと。

(百二十一) 建築基準法(昭和二十五年法律第二十一号)の定めるところにより、違反建築物等に対してその除去、移転、改築等を命じ、特定区域内における建築物の許可、特殊建築物の敷地の位置の許可等に關する事務を行い、及び建築協定を認可する等建築物の安全上、防火上及び衛生上必要な措置を講ずること。

(百二十二) 建築士法(昭和二十五年法律第二十二号)の定めるところにより、二級建築士の試験を行い、並びにその免許及び登録等に關する事務を行うこと。

(百二十三) 国土調査法の定めるところにより、国土調査の成果の写を保管し、及び一般の閲覧に供すること。

(百二十四) 私立学校法(昭和二十四年法律第七十号)の定めるところにより、私立学校等の設置、廃止等を認可し、私立大学以外の私立学校の教科用圖書の検定を行い(但し、当分の間、主務大臣が行う)及び学校法人の設立の認可に關する事務を行う等学校法人の助成及び監督上必要な措置を講ずること。

(百二十五) 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の定めるところにより、私立学校の教育職員の検定を行い、免許状の授與、失効及び取上り等免許状に關して必要な事務を行うこと。

(百二十六) 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二十八号)の定めるところにより、産業教育に必要な実験実習の施設又は設備の充実に要する経費について国の補助を受けるべき私立の高等学校並びに産業教育又は研究を行うため必要な実験実習の施設又は設備に要する経費及び当該研究を行うため必要なその他の経費について国の補助を受けるべき私立の中学校又は私立の高等学校を主務大臣に推薦すること。

百二十七 新たに入学する児童に
対する教科用図書等の給與に關
する法律（昭和二十七年法律
第 号）の定めるところによ
り、私立の小学校等の児童に對
して国の行う教科書の給與に關
する事務を行うこと。

百二十八 警察法の定めるところ
により、治安維持上重大な事案
につきやむを得ない事由がある
と認めるときは市町村警察の管
轄区域内における当該事案を国
家地方警察に処理させることを
要求し、当該事案の処理が終了
した後すみやかにその旨を議會
に報告する等の事務を行うこ
と。

い市町村の教育に関する事務を
所管すること。

(一) 学校教育法の定めるところに
より、当分の間、設置義務を負
う者の設置する学校以外の公立
の小学校、中学校、高等学校、
盲学校、ろう学校、養護学校及
び幼稚園の設置、廃止、設置者
の変更その他監督庁の定める事
項を認可し、設備、授業等が法
令の規定に違反する場合に變更
を命じ、並びに公立の各種学校
設立の認可に関する事務を行う
こと。

(三) 教育公務員特例法の定めると
ころにより、公立学校の教育公
務員並びに都道府県教育委員会
の教育長及び専門的教育職員
の採用候補者名簿を作成し、並び
に地方委員会を置かない市町村
における大学及び大学附属の学
校以外の公立学校の教育公務員
並びに都道府県教育委員会の教
育長及び専門的教育職員の研修
に要する施設、研修を奨励する
ための方途その他研修に関する
計画を樹立し、及び実施するこ
と。

(四) 教育職員免許法の定めるところ
により、国又は公立の学校の
教育職員並びに教育長及び指導
主事の教育職員検定を行い、並
びに免許状の授與、失効及び取
上り免許状に關して必要な事務
を行うこと。

(五) 教科書の発行に関する臨時措
置法（昭和二十三年法律第百三
十二号）の定めるところによ

り、毎年、主務大臣の指示する
時期に教科書展示会を開き、主
務大臣から送附された教科書目
録を区内の小学校、中学校、高
等学校及びこれらに準ずる学校
に配付し、並びに都道府県内の
教科書の需要数を主務大臣に報
告すること。

(六) 産業教育振興法の定めるところ
により、産業教育に必要な実
験実習の施設又は設備の充実に
要する経費について国の補助を
受けるべき公立の高等学校、並
びに産業教育又は研究を行うた
めに必要な実験実習の施設又は設
備に要する経費及び当該研究を
行うため必要なその他の経費に
ついて国の補助を受けるべき公
立の中学校又は公立の高等学校
を主務大臣に推薦すること。

(七) 社会教育法の定めるところに
より、法人の設置する公民館の
設置及び廃止並びに設置者の變
更の届出を受理し、並びに市町
村の公民館の運営に要する経費
についての国の補助に関する事
務を行うこと。

(八) 図書館法（昭和二十五年法律
第百十八号）の定めるところに
より、主務大臣の求めに應じて
当該都道府県及び当該都道府県
内の市町村の設置する図書館の
設置、廃止及び設置者の變更に
關して報告を提出し、並びに市
町村の図書館の設置及び運営に
要する経費についての国の補助
に関する事務を行い、並びに法
人の設置する図書館の設置、廃

止及び設置者の變更に関する届
出を受理する等の事務を行うこ
と。

(九) 博物館法（昭和二十六年法律
第二百八十五号）の定めるところ
により、地方公共団体又は民
法第三十四條の法人若しくは宗
教法人の設置する博物館の登録
に関する事務を行い、主務大臣
の求めに應じて当該教育委員会
において登録した博物館に關し
必要な事項について報告し、及
び市町村の博物館の維持運営に
要する経費についての国の補助
に関する事務を行うこと。

(十) 予約出版法（明治四十三年法
律第五十五号）の定めるところ
により、発行者又はその法定代
理人等から主務大臣に提出すべ
き届出及び許可の申請書を受理
し、並びに届出の際の保証金に
關する事務を行うこと。

(十一) 文化財保護法の定めるところ
により、緊急の場合において
史跡名勝天然記念物の仮指定等
の処分を行い、文化財に關し文
化財保護委員会に提出すべき届
書その他の書類及び物件を受理
し、意見を具してこれを文化財
保護委員会に送付し、文化財保
護委員会が発する命令、勧告、
指示その他の処分の告知に關す
る事務を行い、並びに文化財保
護委員会の委任を受けて出品さ
れた重要文化財の管理に關する
事務等を行うこと。

(十二) 銃砲刀剣類所持取締令
（昭和二十五年政令第三百三十

四号）の定めるところにより、
美術品等として価値のある火
なわ式火器又は刀剣類の登録に關
する事務を行うこと。

(十三) 新たに入学する児童に對
する教科用図書等の給與に關する
法律の定めるところにより、都
道府県立の小学校等の児童に對
して国の行う教科用図書等の給與
に関する事務を行うこと。

(十四) 統計法及びこれに基く政令
の定めるところにより、主務大
臣の委任を受けて指定統計の事
務の一部を行うこと。

三 都道府県選挙管理委員会が管理
しなければならない事務

(一) 公職選挙法の定めるところに
より、衆議院議員及び参議院
（地方選出）議員の選挙に關す
る事務を管理し、選挙に關し特
に必要と認め事項の周知及び
棄権防止について適切な措置を
講じ、並びに参議院（全国選出）
議員の選挙の選挙分会長を選任
し、並びに市町村の選挙管理委
員会の決定に對する訴願の裁決
をすること。

(二) 政治資金規正法（昭和二十三
年法律第百九十四号）の定め
るところにより、政党、協会その
他の団体の代表者又は主幹者及
び会計責任者の氏名等の届出、
政治資金に關する報告書の受理
並びにこれらの公開に關する事
務を行い、並びに政党、協会そ
の他の団体又は関係人に対して
必要な報告又は資料の提出を求
めること。

(三) 最高裁判所裁判官国民審査法

(昭和二十二年法律第三十六号)の定めるところにより、最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査に關し、国民審査管理委員會の指揮監督を受け、審査分會長の選任、審査公報の発行その他審査に關する事務を行い、及び審査に關する事務について市町村の選挙管理委員會を指揮監督すること。

(四) 土地改良法の定めるところに

より、土地改良区の總代会の總代の選挙に關する事務を管理し、並びに總代の解職の請求及び投票に關する事務を行うこと。

四 都道府県公安委員會が管理し、及び執行しなければならない事務

風俗営業取締法の定めるところにより、風俗営業を営もうとする者の許可に關する事務を行うこと。なお、

(一) 警察法の定めるところにより、都道府県国家地方警察の運営管理を行うこと。

(二) 刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)の定めるところにより、警察官が司法警察職員としての職務を行う場合の定をし、及び檢察官に捜査に關し協力すること。

(三) 警察官等職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)の定めるところにより、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼす虞

のある危険な事態がある場合において警察官があつたとき、他の公の機関に對してその後の処置について必要と認める協力を求めるため適當な処置をとること。

(四) 質屋営業法(昭和二十五年法律第五十八号)の定めるところにより、質屋營業の許可に關する事務を行い、及び他の公安委員會の許可を受けた質屋若しくはその代理人、使用人その他の従事者の違反事実又は自らした質屋の許可の取消若しくは營業停止処分を關係公安委員會に通知すること。

(五) 古物營業法(昭和二十四年法律第八号)の定めるところにより、古物商又は市場主になろうとする者の許可に關する事務を行い、並びに古物商が行商をしようとし、若しくは露店を出せうとし、又はその従業者に行商をさせ、若しくは露店を出させようとする場合及び古物商が市場以外においてせり売をしようとする場合の許可に關する事務を行うこと。

(六) 道路交通取締法(昭和二十二年法律第三十号)の定めるところにより、危険防止その他の交通の安全のため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車、若しくは人力車、又は等道路交通の規制を行い、並びに自動車運転試験及び自動車運転免許等に関する事務を行うこと。

(七) 銃砲刀剣類等所持取締令の定めるところにより、狩猟等の用途に供する銃砲又は刀剣類の所持等の許可に關する事務を行うこと。

五 地方労働委員會が管理し、及び執行しなければならない事務

(一) 労働組合法の定めるところにより、労働協約の地地的の一般的拘束力の決議に關する事務を行い、申立に基き不當労働行為について調査し、審問し、及び所要の措置を命じ、並びに労働組合が労働組合法に適合する旨の証明に關する事務等を行うこと。

(二) 労働組合法及び労働関係調整法の定めるところにより、あつ旋員候補者を委嘱し、労働争議に關するあつ旋、調停及び仲裁等を行い、並びに同法違反行為の処罰の請求等を行うこと。

六 都道府県農業委員會が管理し、及び執行しなければならない事務

(一) 農業委員會法の定めるところにより、都道府県知事が、市町村農業委員會の設置の特例を承認し、市町村農業委員會の解散を命じ、及びその議決を取り消す等の処分を行う場合等においてその意見を述べ、又は議決すること。

(二) 農地調整法の定めるところにより、小作料の減免条件等を決定し、都道府県知事の行う農地価格の特例の決定、許可及び認可並びに小作料の額及び減免条件等の特例の決定、許可及び認可に對して意見を述べ、並びに市町村農業委員會の処分に對する都道府県知事の訴願の裁決等に對して意見を述べること。

(三) 自作農創設特別措置法の定めるところにより、農地買収計画等を承認し、未墾地買収計画を決定し、買収除外地を指定し、及び農地買収計画等に關する訴願を裁決する等の事務を行うこと。

(四) 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に關する政令及びこれに基き政令の定めるところにより、強制譲渡計画を決定し、及び市町村農業委員會に對して指示する等の事務を行うこと。

(五) 土地改良法の定めるところにより、市町村農業委員會の行う土地の交換分合に關して指示し、交換分合計画について認可し、交換分合計画についての訴願を裁決し、及び土地改良法の定め定める交換分合計画の異議申立について都道府県知事が決定するとき意見を述べ等の事務を行うこと。

別表第四

一 市長が管理し、及び執行しなければならない事務

(一) 伝染病予防法の定めるところにより、健康診断、死体検案、汚染物件の処分若しくは廃棄又は井戸、上水若しくは下水等の新設、改修若しくは使用の停止等を命ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(二) 結核予防法の定めるところにより、定期外の健康診断及び予防接種を実施し、記録の作成等の事務を処理し、定期の健康診断及び予防接種について報告を受け、並びに汚染した家屋又は物件の処分を命ずる等の事務を行うこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(三) 癩予防法の定めるところにより、患者が伝染したとき、又は患者の死体を検案したとき、医師からその旨の届出を受け、及び予防上必要な場合には患者の従業を禁止し、又は病室汚染物件の処分を命じ、若しくは自ら処分を行うこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(四) 「トラホーム」予防法の定めるところにより、治療を受けることとの困難な患者に對して治療を行い、及び検診、従業禁止を命ずる等予防上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

(五) 性病予防法の定めるところにより、性病にかかつている患者を診断した旨その他の医師の届出を受け、並びに必要の場合には性病にかかつていると疑うに足る正当な理由がある者に對して医師の健康診断及び治療を受け、又は入院すべきことを命ずる等の事務を行うこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)

- (六) 寄生虫病予防法の定めるところにより、健康診断等を行うこと。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (七) 旅館業法の定めるところにより、職員をして営業の施設に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (八) 興行場法の定めるところにより、職員をして興行場に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (九) 公衆浴場法の定めるところにより、職員をして公衆浴場に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (十) 理容師美容師法の定めるところにより、職員をして理容所又は美容所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (十一) クリーニング業法の定めるところにより、クリーニング所の位置等の届出を受理し、クリーニング業の従事者について健康診断を実施し、及び営業の停止又は閉鎖処分に関する事務を行い、並びに職員をしてクリーニング所に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (十二) 墓地、埋葬等に関する法律の定めるところにより、職員をして火葬場に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)

- (十三) 食品衛生法の定めるところにより、飲食店営業等の許可に関する事務を行い、及び必要な場合には営業者等から報告を求め、職員をして営業の場所等に臨検検査させ、営業に使用する食品等を検査させ、又は違反した営業者に対して違反物品の廃棄を命ずる等の措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (十四) へい、獣処理場等に関する法律の定めるところにより、職員をしてへい、獣処理場に立入検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (十五) 狂犬病予防法の定めるところにより、犬の登録に関する事務を行い、狂犬病予防員をして犬の抑留処分等を行わせ、並びに狂犬病が発生したと認めるとき、その旨を公示し、犬のけい留を命じ、犬の検診及び臨時の予防注射を実施し、並びに犬の移動を制限する等狂犬病予防上必要な措置を講ずること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (十六) 医療法の定めるところにより、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対して必要な報告を求め、又は職員をして病院、診療所若しくは助産所の清潔保持の方法等を検査させること。(保健所を設置する市の市長に限る。)
- (十七) 社会福祉事業法の定めるところにより、社会福祉に関する事務に従事する職員の訓練を実施する等の事務を行うこと。(第百五十五條第二項の市の市長に限る。)

- (十八) 生活保護法の定めるところにより、保護の決定及び実施等に関する事務を行い、並びに保護に関する処分に対する不服の申立を処理する等の事務を行うこと。
- (十九) 児童福祉法の定めるところにより、妊産婦等を助産施設又は母子寮に入所させ、児童を保育所に入所させ、及び児童福祉施設等に入所し、又は委託された児童等に要する費用等の徴収につき当該児童等又はその扶養義務者の負担能力を認定すること。
- (二十) 道路法の定めるところにより、国道及び府県道の管理を行うこと。(第百五十五條第二項の市の市長に限る。)
- (二十一) 住宅組合法の定めるところにより、住宅組合の監督に関する事務を行うこと。
- (二十二) 市町村長が管理し、及び執行しなければならない事務(市長については、前号に掲げるものを除く。)
- (一) 統計法及びこれに基づく政令の定めるところにより、指定統計調査に関する事務を行うこと。
- (二) 戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)の定めるところにより、戸籍の正本を市役所又は町村役場に備え、及び届出を

- 受理し、その他戸籍に関する事務を管理すること。
- (三) 土地台帳法及び家屋台帳法の定めるところにより、土地台帳又は家屋台帳に登録すべき事項の申告書を受け取り、及びこれを登記所に送付すること。
- (四) 寄留法(大正三年法律第二十号)の定めるところにより、届出により又は職権をもつて、寄留簿に寄留に関する事項を記載する等寄留に関する事務を管理すること。
- (五) 犯罪者予防更生法(昭和二十四年法律第四十二号)の定めるところにより、地方少年保護委員会及び地方成人保護委員会の嘱託によつて被保護者又はその扶養義務者からの費用の徴収に関する事務を行うこと。
- (六) 人権擁護委員法(昭和二十四年法律第三十九号)の定めるところにより、人権擁護委員を推薦すること。
- (七) 外国人登録法の定めるところにより、外国人の登録の申請を受け取り、登録原票を作成し、登録証明書を作成し、登録原票及び登録証明書の記載事項を書き換え、登録証明書の返納を受け取り、その他外国人の登録に関する事務を行うこと。
- (八) 精神衛生法の定めるところにより、精神障害者に保護義務者がいないとき、又は保護義務者が義務を行うことができないとき

- 等において、保護義務者となること。
- (九) 伝染病予防法の定めるところにより、患者の隔離收容並びに消毒方法及び清潔方法の代執行等を行うこと。
- (十) 伝染病届出規則(昭和二十二年厚生省令第五号)の定めるところにより、伝染病に関する届出を受理すること。
- (十一) 結核予防法の定めるところにより、定期の健康診断、ツベルクリン反応検査及び定期の予防接種を実施し、並びにその報告、記録の作成等に関する事務を行うこと。
- (十二) 癪予防法の定めるところにより、都道府県知事の命を受けて患者及びその同伴者又は同居者に対して救護を行い、並びに救護中死亡した患者の死体及び遺留物件を処理すること。
- (十三) 予防接種法の定めるところにより、定期又は臨時の予防接種種を行い、及び予防接種済証を交付する等の事務を行うこと。
- (十四) 検疫法(昭和二十六年法律第二百一十一号)の定めるところにより、緊急避難した船舶等の長が提出する検疫伝染病患者に関する届出を受理すること。
- (十五) 墓地、埋葬等に関する法律の定めるところにより、埋葬又は火葬等の許可に関する事務を行い、墓地、納骨堂又は火葬場の経営者の届出及び墓地又は火葬場の管理者の報告を受理し、

並びに死体の埋葬又は火葬を行う者がなく、又は判明しないときこれを行うこと。

(十六) 狂犬病予防法の定めるところにより、所有者の知れていない犬を留置した旨を公示し、及び狂犬病にかかった犬等を診断し、又は死体を検案した旨の獣医師の届出を都道府県知事に報告すること。

(十七) 死体解剖保存法の定めるところにより、医学に関する大学の長に死体交付証明書を交付すること。

(十八) 社会福祉事業法の定めるところにより、災害復旧のための助成を受けた社会福祉法人について、その事業又は会計の状況に關して報告を徴し、予算又は役員について必要な報告をし、及び補助金又は貸付金の返還を命ずること。

(十九) 生活保護法の定めるところにより、保護の決定及び実施に關する処分に対する不服の申立てを処理し、放置することのできない状況にある要保護者に対して応急の保護を並びに、及び要保護者の状況の通報等保護の実施機関又は福祉事務所の長に對する協力に關する事務を行うこと。

(二十) 民生委員法の定めるところにより、民生委員に對して保護を要する者に關する必要な資料の作製を命じ、その他民生委員の職務に關して必要な指示を行

い、及び委員の定数等に關して意見を述べる等の事務を行うこと。

(二十一) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法の定めるところにより、行旅病人及びその同伴者を救護し、行旅死亡人及びその同伴者について本人の認識に必要な事項を記録し、並びに行旅死亡人について仮土葬又は火葬を行い、その遺留物件を保管する等の事務を行うこと。

(二十二) 身体障害者福祉法の定めるところにより、福祉事務所を設置しない町村の長は、援護の実施機関又は福祉事務所の長の行う事務に協力し、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、身体障害者の診査及び更生相談を行つて必要な措置を講じ、補装具等を交付し、又は修理し、身体障害者手帳の返還を命ずべき事由があると認めるときその旨を都道府県知事に通告し、及び売店設置の可能な場所等を調査してこれを身体障害者に知らせること。

(二十三) 災害救助法の定めるところにより、都道府県知事の委任を受けて災害救助に關する事務を行うこと。

(二十四) 児童福祉法の定めるところにより、妊娠の届出を受理し、これを都道府県知事に報告し、及び児童を保育所に入所させること。

(二十五) 未復元者給與法（昭和二十二年法律第八十二号）及び

特別未帰還者給與法の定めるところにより、国又は療養等を受けるべき者からその支給する療養等又はその受ける療養等に關して証明を求められたときに無料で証明すること。

(二十六) 職業安定法の定めるところにより、求人求職の申込の取次、求人求職者の身元調査等に關する事務を行うこと。

(二十七) 積雪寒冷地帯振興臨時措置法の定めるところにより、農業振興計画の作成に關する事務を行うこと。（積雪寒冷地帯地区に指定された市町村の市町村長に限る。）

(二十八) 農産種苗法（昭和二十二年法律第五十五号）の定めるところにより、種苗業者の氏名、住所その他の事項に關する届出を受理し、これを主務大臣に報告すること。

(二十九) 農業委員会法の定めるところにより、市町村農業委員会の一一般選挙後最初の市町村農業委員会を招集し、選任委員の解任を市町村農業委員会の会長から求められたときこれを解任し、及び市町村農業委員会から請求があつたとき助言、資料の提示その他必要な協力をすること。

(三十) 農地調整法の定めるところにより、農地等の権利の設定及び移転並びに農地の貸借借契約の解除、解約又は更新の拒否について承認を與え、農地の特例

価格を都道府県知事に申請し、小作料の額又は減免條件の特例を定め、並びに耕作者等が業務を営むための土地若しくは立木の使用権設定の協議について承認を與え、又は協議不調の場合において裁定する等の事務を行うこと。（市町村農業委員会を置かない市町村の市町村長に限る。）

(三十一) 自作農創設特別措置法の定めるところにより、農地等の買収計画を作成し、当該計画に對する異議申立てを決定し、及び買収除外地を指定する等の事務を行うこと。（市町村農業委員会を置かない市町村の市町村長に限る。）

(三十二) 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に關する政令の定めるところにより、農地の強制譲渡計画の作成等に關する事務を行うこと。（市町村農業委員会を置かない市町村の市町村長に限る。）

(三十三) 土地改良法の定めるところにより、土地改良事業に参加する者の資格を承認し、土地改良区の定める換地計画及び交換分合計画について同意を與え、換地計画及び交換分合計画に對する都道府県知事の認可について意見を述べ、又は自ら交換分合計画を決定し、その他農地の交換分等に関する事務を行うこと。（市町村農業委員会を置かない市町村の市町村長に限る。）

(三十四) 家畜伝染病予防法の定めるところにより、家畜の疾病に因る死亡等の届出の受理に關する事務を行うこと。

(三十五) 食糧管理法及びこれに基く政令の定めるところにより、主要食糧の購入券を交付し、米麦等の生産者別の政府買入数量を決定し、これを生産者に指示し、及び指示に對する異議申立の決定その他主要食糧の管理に關する事務を行うこと。

(三十六) 森林法の定めるところにより、非常災害に際して森林の立木竹の伐採を許可し、及び森林又は森林に接近している原理等における火入を許可すること。

(三十七) 計量法の定めるところにより、計量器の定期検査に關する事務を行うこと。（政令で定める特定市町村の市町村長に限る。）

(三十八) 道路運送法の定めるところにより、その管理する道路に接続する一般自動車道の建設に對する許可に關する事務等を行うこと。

(三十九) 道路運送車両法及びこれに基く政令の定めるところにより、自動車の臨時運行の許可に關する事務を行うこと。（市長及び主務大臣の告示する町村の町村長に限る。）

(四十) 港灣法の定めるところにより、市町村が港灣管理者となる場合においては、港灣区域内について公有水面埋立法の規定

による都道府県知事の職権を行
うこと。

(四十一) 船員職業安定法(昭和二
十三年法律第三十号)の定め
るところにより、公共職業安定
所長の依頼を受けて求人求職の
申込の取次、求人求職者の身元
調査等に関する事務を行うこ
と。

(四十二) 水難救護法(明治三十二
年法律第九十五号)の定めると
ころにより、遭難船舶の救護並
びに漂流物及び沈没品の保管等
に関する事務を行うこと。

(四十三) 土地収用法の定めると
ころにより、起業者が障害物を伐
除することを許可し、事業の認
定書及び収用委員会の裁決の申
請書又は協議確認申請書を公告
し、又は縦覧させ、並びに土地
の収用又は使用の際に土地若し
くは物件の引渡又は物件の移転
を代行し、並びに非常災害の際
における土地の一時使用を許可
すること。

(四十四) 測量法の定めるところに
より、永久標識及び一時標識の
滅失、破損等を地理調査所長に
通知すること。

(四十五) 河川法の定めるところに
より、都道府県知事の命を受け
て河川に関する工事の一部を施
行し、又は河川を維持するこ
と。

(四十六) 砂防法の定めるところに
より、都道府県知事の命を受け
て砂防工事を実施し、又は砂防
設備を維持すること。

(四十七) 道路法の定めるところに
より、市道又は町村道の路線を
認定し、市道又は町村道の新
設、改築又は修繕等を行い、及
びこれらの道路の占用を許可す
る等市道又は町村道を管理する
こと。

(四十八) 都市計画法及びこれに基
く政令の定めるところにより、
都市計画及び都市計画事業の執
行に関する事務を行うこと。
(市長及び指定町村の町村長に
限る。)

(四十九) 特別都市計画法の定め
るところにより、特別都市計画及
び特別都市計画事業を執行し、
並びに土地区画整理委員会を監
督する等の事務を行うこと。指
定市町村の市町村長に限る。

(五十) 建築基準法及びこれに基
く政令の定めるところにより、違
反建築物等に対してその除去、
移転又は改築等を命じ、特定区
域内における建築物の許可、特
殊建築物の敷地の位置の許可等
に関する事務を行い、及び建築
協定を認可する等建築物の安全
上、防火上及び衛生上必要な措
置を講じ(建築主事を置く市町
村の市町村長に限る。)、並びに
収用委員会の裁決の申請に対す
る意見書を提出すること。

(五十一) 国土調査法の定めると
ころにより、標識又は調査設備の
滅失破損等を当該標識等を設置
した者に通知し、並びに国土調
査の成果の写を保管し、及び一
般の閲覧に供すること。

(五十二) 学校教育法の定めると
ころにより、就学義務の猶予又は
免除に関する事務を行うこと。

(教育委員会を設置しない市町
村の市町村長に限る。)

(五十三) 新たに入学する児童に対
する教科用図書の給與に関する
法律の定めるところにより、市
町村立の小学校等の児童に対し
て国の行う教科用図書の給與に
関する事務を行うこと。(教育委
員会を設置しない市町村の市町
村長に限る。)

三 市町村教育委員会が管理し、及
び執行しなければならない事務
(一) 学校教育法の定めるところに
より、就学義務の猶予又は免除
に関する事務を行うこと。

(二) 教育職員免許法の定めると
ころにより、教育長及び指導主事
の人物、学力、実務及び身体に
関する証明書を発行し、並びに
教育職員の免許状を有する者が
免許状授與資格欠格條項に該当
すると認めるとき、都道府県の
授與権者にすみやかに通知する
こと。

(三) 教科書の発行に関する臨時措
置法の定めるところにより、教
科書の需要数を都道府県教育委
員会に報告すること。

(四) 文化財保護法の定めると
ころにより、文化財保護委員会
の委任を受けて出品された重要文
化財の管理の事務を行うこと。(第
百五十五條第二項の市の教育委
員会に限る。)

(五) 新たに入学する児童に対する
教科用図書の給與に関する法律
の定めるところにより、市町村
立の小学校等の児童に対して国
の行う教科用図書の給與に関す
る事務を行うこと。

(六) 統計法及びこれに基く政令の
定めるところにより、主務大臣
の委任を受けて指定統計事務の
一部を行うこと。

四 市町村選挙管理委員会が管理し
なければならない事務
(一) 公職選挙法の定めるところに
より、選挙人名簿を調製し、投
票管理者、投票立会人及び開票
管理者を選任し、並びに選挙に
関し特に必要と認める事項の周
知及び棄権防止について適切な
措置を講ずること。

(二) 政治資金規正法の定めると
ころにより、政党、協会その他の
団体の代表者又は主幹者及び会
計責任者の氏名等の届出、政治
資金に関する報告書の受理並び
にこれらの公開に関する事務を
行い、並びに政党、協会その他
の団体又は関係人に対して報告
又は資料の提出を求めること。

(三) 最高裁判所裁判官国民審査法
の定めるところにより、都道府
県選挙管理委員会の指揮監督を
受けて審査に付される裁判官の
氏名等の掲示その他国民審査に
関する事務を行うこと。

(四) 検察審査会法(昭和二十三年
法律第四十七号)の定めると
ころにより、検察審査員候補者
を選定し、検察審査員候補者名
簿を調製する等の事務を行うこ
と。

(五) 土地改良法の定めるところに
より、土地改良区の総代会の
総代の選挙に関する事務を管理
し、並びに総代の解職の請求及
び投票に関する事務を行うこ
と。

(六) 漁業法の定めるところによ
り、海区漁業調整委員会選挙人
名簿を調製し、並びに海区漁業
調整委員会の委員の選挙、解職
の請求及び投票に関する事務を
行うこと。なお、北海道にあつ
ては、道の選挙管理委員会が指
定する市町村の選挙管理委員会
は、海区漁業調整委員会の委員
の選挙を管理すること。

五 市町村公安委員会が管理し、及
び執行しなければならない事務
(一) 刑事訴訟法の定めるところに
より、警察官吏が司法警察職員
としての職務を行う場合の定を
し、及び検察官に捜査に關し協
力すること。

(二) 風俗営業取締法の定めると
ころにより、風俗営業を営もうと
する者の許可に関する事務を行
うこと。

(三) 質屋営業法の定めるところに
より、質屋営業の許可に関する
事務を行い、及び他の公安委員
会の許可を受けた質屋若しくは
その代理人、使用人その他の従
事者の違反事実又は自らした質
屋の許可の取消若しくは営業停
止処分を関係公安委員会に通知
すること。

(四) 古物営業法の定めるところに
より、古物商又は市場主になろ
うとする者の許可に関する事務
を行い、並びに古物商が行商を
しようとし、若しくは露店を出
そうとし、又はその従業者が行
商をさせ、若しくは露店を出さ
せようとする場合及び古物商が
市場以外においてせり売をしよ
うとする場合の許可に関する事
務を行うこと。

(五) 道路交通取締法の定めるところにより、危険防止その他の交通の安全のため、道路の通行を禁止し、若しくは制限し、又は自動車、最高制限速度を定める等道路交通の規制を行い、並びに自動車運転試験及び自動車運転免許等に関する事務を行うこと。

(六) 銃砲刀剣類等所持取締令の定めるところにより、狩猟等の用途に供する銃砲又は刀剣類の所持等の許可に関する事務を行うこと。

六 市町村農業委員会が管理し、及び執行しなければならない事務

(一) 農地調整法の定めるところにより、農地等の権利の設定及び移転並びに農地の賃借契約の解除、解約又は更新の拒否について承認を與え、農地の特例価格を都道府県知事に申請し、小作料の額又は減免条件の特例を定め、並びに耕作者等が業務を営むための土地若しくは立木の使用権設定の協議について承認を與え、又は協議不調の場合において裁定する等の事務を行うこと。

(二) 自作農創設特別措置法の定めるところにより、農地等の買収

計画を作成し、当該計画に対する異議申立を決定し、及び買収除外地を指定する等の事務を行うこと。

(三) 自作農創設特別措置法及び農地調整法の適用を受けるべき土地の譲渡に関する政令の定めるところにより、農地の強制譲渡計画の作成等に関する事務を行うこと。

(四) 土地改良法の定めるところにより、土地改良事業に参加する者の資格を承認し、土地改良区の定める換地計画及び交換分合計画について同意を與え、換地計画及び交換分合計画に対する都道府県知事の認可について意見を述べ、又は自ら交換分合計画を決定し、その他農地の交換分合等に関する事務を行うこと。

別表第五

一 都道府県知事が設けなければならない行政機関

行政機関	所掌事務	所管区域	設置する普通地方公共団体
福祉に関する事務所	社会福祉事業法第十三条第六項の規定による生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務	條例で定める福祉地区の区域による。	都道府県
児童相談所	児童福祉法第十五条の二の規定による主として児童の福祉についての相談、調査、判定及び指導並びに児童の一時保護に関する事務	都道府県の定める区域による。	都道府県
病虫害防除所	植物防疫法第三十二条第四項の規定による植物の検疫、発生予防事業等防除に関する事務	條例で定める区域による。	都道府県
家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法第三条の規定による家畜の伝染病の予防、家畜の試験及び検査等に関する事務	條例で定める区域による。	都道府県

二 市長が設けなければならない行政機関

行政機関	所掌事務	所管区域	設置する普通地方公共団体
福祉に関する事務所	社会福祉事業法第十三条第六項の規定による生活保護法、児童福祉法及び身体障害者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務	第五百五十五条第二項の市にあつては條例で設ける福祉地区、その他の市にあつてはその区域による。	市

三 市町村公安委員会の意見を徴して市町村長が設けなければならない行政機関

行政機関	所掌事務	所管区域	設置する普通地方公共団体
警察署	警察に関する事務	條例で定める区域による。	市及び警察を維持する町村

別表第六

一 第七十二条第一項の吏員又は職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有しなければならないもの

(都道府県)

職務	資格	設置する普通地方公共団体
特別の資格を有しなければならない職員又は特別の職名を有しない職員	資	都道府県
統計主事	統計法第十條第六項の定めるところによる。	都道府県
防疫監吏	伝染病予防法第十八條ノ二第三項の定めるところによる。	都道府県
防疫技師	伝染病予防法第十八條ノ二第三項の定めるところによる。	都道府県
伝染病予防法第十六條ノ二第二項の吏員	伝染病予防法施行令(昭和二十五年政令第百二十号)の定めるところによる。	都道府県
食品衛生監視員	食品衛生法第十九條第四項の定めるところによる。	都道府県
屠畜検査員	屠畜法第四條ノ二第三項の定めるところによる。	都道府県
狂犬病予防員	狂犬病予防法第三條第一項の定めるところによる。	都道府県
医療監視員	医療法第二十六條第三項の定めるところによる。	都道府県
監察区	死体解剖保存法に基く政令で定める地を管轄する都道府県	都道府県

薬事監視員	薬事法第五十條第三項の定めるところによる。	都道府県
毒物劇物監視員		
社会福祉主事	社会福祉事業法第十八條及び附則第五項の定めるところによる。	
身体障害者福祉司	身体障害者福祉法第十條の定めるところによる。	
児童福祉司	児童福祉法第十一條の二の定めるところによる。	
児童相談所の所長		
児童相談所の判定をつかさどる所員	児童福祉法第十六條の二の定めるところによる。	
児童相談所の相談及び調査をつかさどる所員		
教護院の教護		
教護院の教母	児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の定めるところによる。	
教護院の医師		
肥料検査吏員		
地方種畜検査委員	家畜改良増殖法第三十三條第三項の定めるところによる。	
家畜防疫員	家畜伝染病予防法第五十三條第二項の定めるところによる。	
林業技術普及員		
林業経営指導員		
森林害虫防除員		
漁業監督吏員	漁業法第七十四條第二項の定めるところによる。	
水産資源保護指導吏員		
計量器の検定等の事務に従事する職員	計量法第二百二十五條の定めるところによる。	
保安管理員		
建築主事	建築基準法第四條第五項の定めるところによる。	
公営住宅監理員	公営住宅を設置する都道府県	

(市町村)		
特別の資格を有しない職員又は特別の職名を有しない職員	資	格
統計主事	統計法第十條第六項の定めるところによる。	市町村
伝染病予防法第十六條ノ二第一項の吏員	伝染病予防法施行令の定めるところによる。	人口一万三千以上の市町村
食品衛生監視員	食品衛生法第十九條第四項の定めるところによる。	
屠畜検査員	屠畜法第四條ノ二第三項の定めるところによる。	
狂犬病予防員	狂犬病予防法第三條第一項の定めるところによる。	保健所を設置する市
医療監視員	医療法第二十六條第三項の定めるところによる。	
社会福祉主事	社会福祉事業法第十八條及び附則第五項の定めるところによる。	市
公営住宅監理員	公営住宅を設置する市町村	
二 教育委員会の任命する職員中法律又はこれに基く政令の定める特別の資格又は職名を有しない職員（都道府県）		
特別の資格を有しない職員又は特別の職名を有しない職員	資	格
教育長	教育委員会法第四十一條第二項の定めるところによる。	設置する普通地方公共団体
指導主事	教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる。	
社会教育主事	社会教育法第九條の四の定めるところによる。	
社会教育主事補		
統計主事	統計法第十條第六項の定めるところによる。	
校長	教育職員免許法第三條第三項の定めるところによる。	都道府県
教諭		
養護教諭		

(市町村)

特別の資格を有しない 又は特別の職名を有 しない職員	資格	設置する普通地方公 共団体
教育長	教育委員会法第四十一條第二項の定めるところによる	
指導主事	教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる	
統計主事	統計法第十條第六項の定めるところによる	市町村
校長	教育職員免許法第三條第一項の定めるところによる	
教諭		
養護教諭		

三 市町村の公安委員会が任命し又はその任命について承認を與える職員中法律の定める特別の資格又は職名を有しなければならないもの

特別の資格を有しない 又は特別の職名を有 しない職員	資格	設置する普通地方公 共団体
警察長	警察法第五十條但書の定めるところによる	市及び警察を維持す る町村
警察署長	警察法第四十九條第一項の定めるところによる	
警察吏員	警察法第五十條但書の定めるところによる	

別表第七

一 都道府県が置かなければならない附屬機關

附屬機關の属 する執行機關	附屬機關	担 任 す る 事 務
	温 泉 審 議 会	温泉法第十九條第一項並びに第二十條の規定による温泉及びこれに関する行政に関する調査審議並びに温泉に関する都道府県知事の処分に対する意見の答申に関する事務
	都道府県優生保護審 査会	優生保護法第十七條第三項の規定による優生手術に関する適否の審査に関する事務
	地区優生保護審査会	優生保護法第十七條第四項の規定による保健所の区域ごとの人工妊娠中絶に関する適否の審査に関する事務

都道府県知事

結核診療協議会	結核予防法第四十八條第一項の規定による結核患者の医療費の申請の審議に関する事務
医療機関整備審議会	医療法第三十二條第二項の規定による医療機関の整備に関する重要事項の調査審議に関する事務
公的医療機関運営審議会	医療法第三十六條第一項の規定による公的医療機関の運営に関する重要事項の調査審議に関する事務
あん摩、はり、きゅう師及び柔道整復師地方審議会	あん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師法第十三條第二項の規定によるあん摩師、はり師、きゅう師及び柔道整復師の試験、これらの者の業務に関する都道府県知事の指示、処分等に関する調査審議に関する事務
准看護婦試験委員	保健婦助産婦看護婦法第二十五條第一項の規定による准看護婦試験の実施に関する事務
民生委員審査会	民生委員法第五條第二項及び第十一條第二項の規定による都道府県知事の民生委員の推薦及び解職の具申に対する意見の答申に関する事務
地方身体障害者福祉審議会	身体障害者福祉法第六條第五項の規定による身体障害者の福祉に関する事項の調査審議及び関係行政機関に対する意見の具申に関する事務
都道府県災害救助対策協議会	災害救助法第十四條の規定による非常災害及び救助に関する情報の通報、救助その他緊急措置に関する計画の樹立並びに非常災害に際しての救助その他緊急措置に関する緊急計画の樹立並びにこれらの計画の実施の推進に関する事務
児童福祉審議会	児童福祉法第八條第四項及び第七項の規定による児童及び妊娠婦の福祉に関する事項の調査審議並びに関係行政機関に対する意見の具申並びに芸能、出版物等の推薦及びこれらを製作し、興行する者等に対する勧告に関する事務
保母試験委員	児童福祉法施行令の定めるところによる保母試験の合格の決定その他保母試験に関する事務

都道府県建設業審議会	建設業法第二十四條、第三十三條第一項及び第三十四條第一項の規定による建設工事の請負契約の紛争の解決のあつた旋、建設業の改善に関する重要事項の調査審議及び建設業に関する事項についての関係官庁に対する建議に関する事務
都道府県水防協議会	水防法第八條第一項及び第二項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務
都市計画地方審議会	都市計画審議会令(大正八年勅令第四百八十三号)第二條の規定による都市計画に関する事項の調査審議及び関係行政庁に対する建議に関する事務
補償審査会	特別都市計画法第十八條第二項の規定による特別都市計画に関する補償金の決定に関する事務
都道府県建築審査会	建築基準法第七十八條の規定による特定行政庁又は建築主事の処分に対する異議の申立の裁定及び壁面線の指定等に対する同意並びに同法施行に関する重要事項の調査審議に関する事務
都道府県建築士審議会	建築士法第二十八條の規定による同法に規定する同意についての議決、建築士に関する重要事項の調査審議及び建築士に関する事項についての関係官庁に対する建議に関する事務
二級建築士試験委員	建築士法第三十二條第一項の規定による二級建築士試験に関する事務
都道府県国土調査委員	国土調査法第十五條の規定による国土調査の指定、勧告又は助言、国土調査の成果の認証、国土調査の調整及び国土調査に対する協力等に関する事務
私立学校審議会	私立学校法第九條の規定による私立大学以外の私立学校及び私立各種学校の設置等並びにこれらの学校を設置する法人の設立等についての審議並びにこれらの学校に関する重要事項についての都道府県知事に対する建議に関する事務
地方産業教育審議会	産業教育振興法第十二條の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び都道府県教育委員会又は知事に対する建議に関する事務
都道府県教育委員会	

二 市町村が置かなければならない附属機関

附属機関の属する執行機関	附属機関	担 任 す る 事 務
市 町 村 長	民生委員推薦会	民生委員法第五條第二項の規定による民生委員の委嘱を受ける者の推薦に関する事務
保健所を設置する市の市長	結核診療協議会	結核予防法第四十八條第一項の規定による結核患者の医療費の申請の審議に関する事務

国民健康保険を行う市町村の市町村長	国民健康保険運営協議会	国民健康保険法第八條十九の規定による国民健康保険の運営に関する事項の審議に関する事務
都道府県知事	水防協議会	水防法第二十六條第一項及び第二項の規定による水防計画その他水防に関する重要事項の調査審議及び関係機関に対する意見の陳述に関する事務
主務大臣の指定する市の市長	補償審査会	特別都市計画法第十八條第二項の規定による特別都市計画に関する補償金の決定に関する事務

附 則

- この法律は、公布の日から起算して三月を超えない期間内において政令で定める日から施行する。
- この法律施行の際現に効力を有する法律の規定で、改正後の地方自治法の規定に基いて法律又はこれに基く政令で規定しなければならぬものについて総務府令、法務府令、省令その他の政令以外の命令で定めることを認めているものについては、この法律施行の日から起算して一年以内に、改正後の地方自治法の規定に適合するよう改正の措置がとられなければならない。
- この法律施行の際現に効力を有する総務府令、法務府令、省令その他の政令以外の命令の規定で、改正後の地方自治法の規定に基いて法律又はこれに基く政令で規定しなければならぬものを定めているものは、前項の規定により法律改正がなされるまで又はこの法律施行の日から起算して一年以内において法律に基く政令で規定されるまでは、なお、その効力を有する。
- この法律施行の際改正前の地方自治法第七條第一項若しくは第二項の規定により既になされている市町村の境界の変更に関する処分、改正前の地方自治法第八條第三項の規定により既になされている町村を市とし、若しくは市を町村とする処分若しくは村を町とし、若しくは町を村とする処分又はこれらの処分の効力については、改正後の地方自治法第七條第二項及び第七項並びに第八條第三項の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 改正前の地方自治法第九條の規定に基き提起されている訴訟又は事件で、この法律施行の際現に裁判所に係属しているものについては、改正後の地方自治法第九條、第九條の二及び第二百五十五條の二の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 都道府県又は市町村若しくは特別区の議会の議員の定数は、改正後の地方自治法第九十條又は第九十一條若しくは第二百八十三條において準用する改正後の同法第九十一條の規定にかかわらず、この法律施行の際現にその職にある議員の任期中に限り、従前の定数をもつて定数とする。
- 改正前の地方自治法第五十八條第一項から第三項までの規定により設けた都道府県の局部は、改正後の同法第五十八條第一項から第三項までの規定にかかわらず、この法律施行の日から起算して五月以内に限り、なお、従前の例により存続させることができる。
- この法律施行の際現にその職にある副出納長は、改正後の地方自治法第六十八條の規定にかかわらず、その者が選任された日から起算して四年以内に限り、なお、従前の例により在職するものとする。
- この法律施行の際現にその職にある都道府県、市町村及び特別区の選挙管理委員は、改正後の地方自治法第八十一條第二項及び第二百八十二條第四項並びに第二百八十三條において準用する改正後の同法第八十一條第二項及び第二百八十二條第四項の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお、在職するものとする。補充員であるものの在職についても、また、同様とする。
- 改正前の地方自治法第九十五條第三項但書の規定により監査委員を置く市においてこの法律施行の際現に監査委員の職にある者は、改正後の地方自治法第九十五條第三項但書の規定にかかわらず、その任期中に限り、なお、在職するものとする。
- この法律施行の際現に地方公共団体が共同して設置している地方公共団体の委員会、附属機関若しくは職員又はこの法律施行の際現に他の地方公共団体に委託されている地方公共団体の事務は、この法律施行の日から起算して一年以内において、改正後の地方自治法の規定に適合するようこれを改めるものとし、改正後の地方自治法の規定による共同設置又は事務の委託が行われるまでは、なお、従前の例による。
- この法律施行の際地方自治法第二百五十九條第一項又は第三項の規定により既になされている郡の区域をあらたに画し、若しくは廃止し、又は郡の区域を変更する処分の効力については、改正後の地方自治法第二百五十九條第四項の規定による。ただし、同項の規定により選任されたものとみなし、その任期は、従前の規定による選挙の日から起算する。
- 政令で特別の定をするものを除く外、改正後の地方自治法第二百八十一條第二項各号に掲げる事務で、この法律施行の際現に都が処理しているものは、この法律施行の日から起算して九十日以内に特別区に引き継がなければならない。
- この法律施行の際現にその職にある特別区の区長は、改正後の地方自治法第二百八十一條の第二項の規定にかかわらず、同項の規定により選任されたものとみなし、その任期は、従前の規定による選挙の日から起算する。

16 改正後の地方自治法第二百八十一條の二第二項又は同條第四項において準用する改正後の同法第二百八十一條の二第二項の規定により特別区の長、委員会又は委員の権限に属する事務で、この法律施行の際現に都知事、都の委員会又は委員の権限に属するものは、この法律施行の日から起算して九十日以内に特別区の長、委員会又は委員に引き継がなければならない。

17 前四項に規定するものを除く外、改正後の地方自治法の特別区に關する規定の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

18 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第二百六十六條中「市に關する規定」の下に「（市長の選挙に關する規定を除く。）」を加える。

第二百六十九條中「区を市とみなし、区の選挙管理委員会及び選挙管理委員を市の選挙管理委員会及び選挙管理委員とみなす。」を「区を市とみなす。」に改める。

19 厚生年金保険法（昭和十六年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

第十條の次に次の一條を加える。

20 第十條ノ二 本法ニ規定スル厚生大臣ノ職權ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ都道府県知事ニ委任スルコトヲ得

船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九條ノ三の次に次の一條を加える。

第九條ノ四 本法ニ規定スル厚生大臣ノ職權ノ一部ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ都道府県知事ニ委任スルコトヲ得

21 この法律の施行のため必要な事項は、政令で定める。

○岡野国務大臣 ただいま本委員会に付託になりました地方自治法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な改正事項の概略を御説明申し上げます。

新憲法の精神に基き地方自治の本旨を実現するため、憲法とともに、地方自治が施行になりましてから、本年でちょうど五箇年を迎えることとなりました。この間終戦後の悪條件が山積する中におきまして、地方自治の確立の途上には幾多の障害が横たわつていたのであります。地方自治関係者の不断の努力と協調によりまして、これらの障害はなお、今後の努力にまつべきものも少なくないといへ、次第に解決に向つて参つておりますことは、近く国民待望の独立の日を迎えようとしております。まことに御同慶にたえないところであります。私は、わが国民主権の基礎を確立し、独立を迎える上に果した地方自治関係者のこの五箇年にわたる努力の功績はきわめて大きいものがあると思ひ、疑われないものであります。しかしながら、わが国の民主主義は、まだようやくその基礎を確立したばかりであり、地方自治のよつて立つ基盤もいまだはなだ脆弱であることは、率直にこれを認めざるを得ないところであります。政府は深くこれらの点にかんがみまして、この際地方自治法の

一部を改正いたしました。地方公共団体の事務処理の自主性を可及的に保障することにより、地方自治の基礎をいよいよ確実にするにとともに、独立後の国民負担を少しでも軽減するため、極力地方公共団体の組織及び運営の簡素化及び能率化に努め、もつて今後の新情勢に對処することとし、さらに地方自治法運用の現情に徴しまして、地方公共団体の組織及び運営を真に合理的ならしめて、地方自治運営の不合理、不経済等に名をかつて、地方自治に對する不信の聲が台頭して参りますようなことをできるだけ避けようといひたいと存するのであります。これが今回地方自治法の一部を改正する法律案を提案し、御審議をお願いすることとした理由の主要であります。

次に、改正法案の主要な事項につきまして、その概略を御説明申し上げます。第一点は、地方公共団体の自主的な事務処理を保障することにより、地方自治の強化をはかるとともに、その運営の合理化に資しようとした点であります。明治以来地方公共団体に委任される国の事務はおびただしい数に達しており、地方公共団体は、いわゆる委任事務の処理に追われて、その創意とくふうにより、地方の現情に適合した自治行政を行うことができないという実情にあることは御承知の通りであります。終戦後地方自治の強化のため行政の各分野に目ざましい改革がなされたのであります。が、地方公共団体の自主性をいよる委任事務を整理して、地方公共団体が自主的にその事務を処理することができるよう範囲を拡大するといふ点につきましては、ほとんど見るべき改善がなされず

して今日に至つたのであります。この点において、地方行政調査委員會議は、さきに地方自治を確立するために行政事務を再配分することを勧告することにも、機関委任の認められる事務の範囲は、地方自治法等において明記し、将来無制限に増されることのないようすべくである、と述べ、地方公共団体の事務とされたものについては、その義務的処理を建前とするものは、極力これを限定しなければならぬ、と勧告したのであります。政府としても、近く地方制度調査会を設け、地方行政調査委員會議の勧告実現の具体的な方法について諮問する方針であります。その結論が得られますまでの間におきまして、地方公共団体に委任される国の事務は、いよ／＼多きを加えて行く実情にありまので、この際地方公共団体及び地方公共団体の執行機関に処理を義務づけていた事務並びに地方公共団体に設置を義務づけていた行政機関及び職員等を、すべて別表として地方自治法中に掲げることとし、もつて地方公共団体の自主的な事務処理の確保に資することとしたのであります。もとより今回別表に掲げた事務、行政機関及び職員等は、現在法律または政令によつて地方公共団体に義務づけられていたものをすべてそのまま掲げたものであります。何らこれに整理の手を加えておりませんためおびただしい数に上つておりますので、ただちに地方公共団体の自主性の保障に役立つとは申せないかも知れませんが、このような措置により、将来地方公共団体に処理を義務づける事務等を増加しよとする際には常に地方自治法の改

正を伴ふこととなりますので、その際国会におかれましては、十分各種の行政に對して地方自治の見地から御検討を願ふ機会もあることとなりましようし、政府としても地方行政簡素化の折柄、慎重にこれを抑制して参る方針であります。また、地方公共団体が義務的に処理したものは設置しなければならぬ事務、行政機関及び職員等を現在以上に法令によつて増加して行くことは、かなり反省されるに至ることを期待しているわけでありま。また、地方自治法の別表を一見することによつて、いかに多くの、また、特にその義務づけについて疑問のあるような種類の事務、行政機関及び職員等の処理または設置までが地方公共団体に義務づけられてゐるかが明白となりますので、これを簡素合理化しようとする世論も喚起されま。将来地方公共団体の事務の処理、行政機関及び職員等の設置について、その自主性を強化することともに、その事務の配分を合理化する上に役立つであらうと思ふものであります。一方、地方公共団体の側におきましても、地方自治法を見るだけで地方公共団体として義務的処理をなされたいる事務及びその組織を系統的に把握できることとなり、地方自治の現状に對する住民の認識を高める自治教育上の意義も決して少なくないと考えられますし、さらに、地方公共団体の当局者に對しましては、今後ますます必要となつて参ります地方行政の総合的な運営に對して合理的な計画を立てる際にも、またはこれらの事務について検討する機会を興える上にも役立たしめることができるものと存するのであります。

また、地方公共団体または地方公共団体の機関に事務を委任した場合は経費を負担させるには、必ず法律またはこれに基づく政令によらなければならないこととし、従来総務府令、法務府令、省令その他の政令以外の命令によつて委任した場合は負担させておりましたものにつきましては、この法律施行後一年以内に法律について必要な改正の措置をとらなければならないこととし、総務府令、法務府令、省令その他の政令以外の命令については法律に基く政令に改めなければならないこととしたしまして、地方自治の保障をさらに厚くすることとしたのであります。

さらに、議員定数その他地方公共団体の組織につきましても、今回の改正法案におきましては、地方公共団体の組織及び運営の簡素化に努めつつ、制度としては、地方公共団体の組織及び運営に関しては地方公共団体の自主的に決定し得る建前を基本とすることに改め、その自主性の確保をはかることができるよう配慮を加えた次第であります。

次に、改正の第二点は、地方公共団体の組織及び運営の簡素化及び能率化をはかつた点であります。

地方公共団体の組織及び運営の簡素化及び能率化については、地方行政調査委員会の勧告の次第もあり、政府は、昨秋以来行政簡素化本部を設けて検討を続けて来たのでありますが、今回は、おおむね、地方行政調査委員会の勧告を中心とし、これに各方面の意見等をも参照して、立案をいたしたものであります。

まず、地方公共団体の議会につきましては、第一に議員の定数の法定主義を改めて法律には議員定数決定の場合の基準のみを定めることとし、議員定数は、地方公共団体が條例で自主的に

定めることができるようにするとともに、その決定の基準として法律に掲げる定数は、おおむね戦前の定数を参考として定めたのであります。次に、議会制度の合理化をはかる措置として定例会制度を通常会制度に改め、こととするともに、議員より臨時会招集の請求があつた場合には都道府県にあつては三十日、市町村にあつては、二十日以内に必ずこれを招集しなければならないものとし、さらに議員全員の変更または長の更迭のあつた場合には、必ず臨時会を招集しなければならないものとしたのであります。

地方公共団体の執行機関につきましては、まず、都道府県の局部につきましては、現地配置の局が七、部が六で実際には六乃至十二の局部が設けられておりましたのを、人口段階別に最低四部、最高八局部の基準を法定すること、都道府県知事は、條例で、局部の数を増減し、局部の名称または所掌事務を変更することができるとしたものであります。

次に、都道府県の副知事及び副出納長並びに市の助役の設置を任意制に改め、選挙管理委員は、都道府県及び五大市にあつては四人、その他の市及び町村にあつては、三人とし、四人の監査委員を置くことができる市は、政令で指定する市に限ることとしたのであります。

また、各種委員会の委員及び監査委員は、非常勤を建前とするに改め、地方公共団体の長と、委員会との協力関係に関する規定を整備して、委員会の事務局または出先機関等の簡素化に資することとしたのであります。

次に、地方公共団体がその事務を共同処理し、もしくは他の地方公共団体に委託し、または行政機関もしくは職員等を共同設置することによつて、そ

の組織及び運営の簡素化及び能率化をはかることができるようにするもの、地方公共団体の機関または職員の共同設置及び地方公共団体の事務の委託に関する手続その他の規定を設けることとしたのであります。

さらに、大都市における行政の簡素かつ能率的な処理をはかるため、区の組織につき所要の改革を行うこととし、特別市の行政区及び都の特別区の区長の公選制を廃止するほか、都については、さらに、特別区の性格、都の間に於ける事務の配分、都の關係の調整の方法等に改正を加え、大都市における行政の統一、かつ能率的な処理をできるだけ確保しようとしたのであります。すなわち、特別区の存する区域におきましては現行制度上は都も特別区もともに市としての事務を分割して処理することとなつており、その間の調整がなかく困難であり、多くの事務について二重機構、二重行政的な取扱ひがなされてゐるのであります。

が、今回、これを改め、特別区はその実体に即するよう、大都市の内部的部分団体としてその性格に変更を加え、都と特別区の一體的關係を明確にするるとともに、特別区の区域内の都民に、身近な事務は原則として特別区が処理することとし、實質的には、特別区の機能に属する事務を増加することとしたのであります。しこうしてこれらの事務の合理的な処理をはかるためには、都及び特別区間並びに特別区相互間の事務処理の一体化をできるだけ確保することが必要であり、同時に特別区の性格にかんがみ、これらの要請とその自治権との間の調和をはかる必要があり、このため、区長の公選制度を改めて都知事が特別区の議会の議員の選挙権を有する年齢

満二十五年以上の者について特別区の議会の同意を得て選任するものと改めた次第であります。

第三は、地方公共団体の組織及び運営の合理化をはかる点であります。まず、市町村の規模の合理化につきましては、地方行政調査委員会の勧告もあり、政府も、早くから勧奨してゐるところであります。が、これまでの実績にかんがみ、都道府県及び国の關係行政機関の協力がなければ、十分効果を上げることができませんので、このたび、都道府県知事に市町村の廢置分合または境界変更の計画を立て、これを關係市町村に勧告する権限を認めることとし、この勧告に基く市町村の廢置分合または境界変更につきましては、都道府県知事にこれを促進するたため、必要な措置を講ずべき義務を課することとしたのであります。

次に、市町村の境界に関する争論その他地方公共団体相互の間または地方公共団体の機關相互の間における紛争を、なるべく当事者の互譲により円満かつ迅速に解決するため、地方行政調査委員会の勧告に基いて、自治紛争調停委員を設けることとしたのであります。自治紛争調停委員は、常置の制をとらず、事件ごとに任命する臨時の機關とするものといたしました。

最後に、地方公共団体が住民の福祉の増進に資するとともに、最少の経費で最大の効果を上げるようにする等、地方公共団体の組織及び運営の合理化をはかり、地方自治の内容をさらに質的に向上するためには、地方公共団体の自主性をできるだけ尊重しつつ、国または都道府県がその有する技術、知識、經驗等をもつてできるだけ協力して参る体制を確立する必要があると認められますので、地方行政調査

委員会の勧告に従い、主務大臣並びに都道府県知事及び都道府県の委員会等に技術的な助言、勧告、情報提供等非権力的な関與を認めることとし、国と地方公共団体との間の合理的な協力關係の確立をはかることとしたのであります。

以上がこの委員会に付託になりました地方自治法の一部を改正する法律案の提案理由及び改正の主要な事項の概要であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。これをもつて提案理由の説明をいたします。

○野村委員 たいだいまの本案に対する大臣の説明に対する質疑は、次の委員会でも試みたいと思ひますが、先般の委員会におきまして地方制度調査会の設置法案に対する要綱の御説明があつたのですが、本案とは最も密接な關係を持つておるわけですから、これはまた具体的に提案の運びになつておらないようですが、これに対して政府はいかなる御用意をなさつておられますか。

○岡野國務大臣 ごく最近に至急提案いたしました存じます。

○野村委員 本案の審議の上に非常な關係を持つておる法案でありますので、すみやかに提案の運びに至ることを要望いたしておきます。同時にこの地方行政委員会に付議されるように、どうか至急御提案をお願いしたいと思います。

○金光委員長 たいだいま政府より提案理由の説明を聴取いたしました。が、本案に対する質疑は次会より行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十八分散会